



(号外) 発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔法規的告示〕

公
告

- 平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件
(中央労働委)
○肥料の登録の有効期間を更新した件
(農林水産七九七)
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件(同七九八)
○肥料の登録が失効した件(同七九九)

裁判所
破産、免責、再生關係
地方公共團體
教育職員免許状取上げ処分、行旅死
亡人關係
会社その他
会社決算公告

○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同九二）

（国土交通三九〇）登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

法規的告示

○法務省告示第九十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十号）の一部を次のように改正する。

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

る介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第一 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 特例インドネシア人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。
- 「一の二」「一の十五」
- 「一の二」「一の十五」略
- 「一の十六」
- 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和四年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書第一編第六節の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 特例インドネシア人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。
- 「一の二」「一の十五」
- 「一の二」「一の十五」同上
- 「一の二」「一の十五」号を加える。」

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる平成元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二～二の十三 略〕

二の十四 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内又はその期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたもの及び当該変更を受けた者であつて、当該変更後の在留資格に伴う在留期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留期間の更新を受けたものをいう。

〔二の二～二の十五 略〕

二の十五 令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和三年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留期間の更新を受けたものをいう。

〔三～六 略〕

第三 第四 特例受入れ機関に関する事項

〔一～四 略〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一～14 略〕

16 〔一～14 略〕 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和八年一月一日

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる平成元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二～二の十三 同上〕

二の十四 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内又はその期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三～六 同上〕

第三 第四 特例受入れ機関に関する事項

〔一～四 同上〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一～14 同上〕

15 〔一～14 同上〕 〔号の細目を加える。〕

〔号の細目を加える。〕

第五七 〔同上〕

特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者

人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という）、令和二年年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年年度看護師国家試験」という）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という）若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という）、令和二年年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年年度介護福祉士試験」という）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めることによる。

一
特例フィリピン人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

一の十四 令和四年度人国特例フィリピン人看護師候補者令和四年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附屬書八第一部第六節1-a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

特例ノイリビン人介護福祉士候補者二の四に掲げる平成二十一年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者をいう。者又は二の十四に掲げる令和三年度入国特例ノイリビン人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二〕〔二の十三 略〕

〔二の二〕〔二の十四 略〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

〔三〕六 同上

〔三の二、二の十三 同上
「号を加える。」〕

「二の二、一の十三 同上
〔号を加える。〕

一 特例フィリピン人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

第三回 同上

第三
〔同上〕

四 特例受入れ機関に関する事項

二四 同上

七 〔略〕 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年十月一日	26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 〔1 ↓ 12 略〕	六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。	26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 〔1 ↓ 12 略〕	二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入の実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。
	令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和八年一月一日	令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和八年一月一日	令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和八年一月一日	二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入の実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

七 〔同上〕 〔号の細目を加える。〕	24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 〔同上〕	六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。	24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 〔同上〕	二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入の実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。
	〔号の細目を加える。〕	〔号の細目を加える。〕	〔同上〕	二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入の実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

第五 特例としての在留資格の変更の手続

特例としての在留資格の変更の手続
第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

五
特例としての在留資格の変更の手続
第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間ににおける当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した
〔二・四 略〕 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験

〔号の細目を加える。〕
〔一、四 同上〕

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日
法務大臣 鈴木 謹祐
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に三重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一
目的

この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡(以下「ベトナム交換公文」という)。^{1(a)}又は^(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和四年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくイン

この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和三年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくイン

ドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）、又は平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用に定めるところによる。

特例ベトナム人看護師候補者、一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の十に掲げる令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

ドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十一年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）又は平成三十一年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主义共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

「一の二」一の九 同上

(一) (略)

別表第五 練習船による実習の基準

改正後

別表第五 練習船による実習の基準

改正前

○国土交通省告示第三百九十九号 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号の規定に基づき、登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示	登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改定する。 次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。	令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和七年十月一日	17 16 15 14 13 12 11 10 [略]
		〔号の細目を加える。〕	15 14 13 12 11 10 [同上]
〔二、四 同上〕	〔二、四 同上〕	令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和七年度看護師国家試験	17 16 15 14 13 12 11 10 [略]
		〔二、四 同上〕	15 14 13 12 11 10 [同上]
〔二、四 同上〕	〔二、四 同上〕	令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験	17 16 15 14 13 12 11 10 [略]
		〔二、四 同上〕	15 14 13 12 11 10 [同上]
〔二、四 同上〕	〔二、四 同上〕	〔号の細目を加える。〕	15 14 13 12 11 10 [同上]
		〔二、四 同上〕	15 14 13 12 11 10 [同上]

国土交通大臣 中野 洋昌

登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示
登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改定する。
次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

令和七年五月二十二日

登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示
登録船員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改定する。
次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

項目	六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。
（略）	（略）	（略）
備考		
1 六級海技士（航海）	第一種養成施設にあつては、ジャイロコンパスの使用法及び誤差測定に関する実習であつて、練習船による実習と同等であると認められるものを行う場合は、実習科目の項六級海技士（航海第一種養成施設の場合の欄第一項第一号の規定にかかわらず、航海計器（ジャイロコンパスに限る。）に関する実習を行ふことを要しない。	第一種養成施設の場合は、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもつて代えることができる。
2 内燃機関六級海技士（機関）	第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもつて代え	

項目	六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合
（略）	（略）	（略）
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。
備考	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもつて代えることができる。	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもつて代えることができる。
実習科目	一 航海に関する科目 二 音響測深機 三 レーダー 四 航海計器 五 使用法及び誤差測定 二・三 二・七	一 自動制御装置 二 分離装置、汚水処理装置を含む。 三 電気設備 四 海洋環境汚染の防止装置（油水
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

この告示は、公布の日から施行する。

六級海技士（航海）第一種養成施設にあつては、ジャイロコンパスの使用法及び誤差測定に関する実習であつて、練習船による実習と同等であると認められるものを行なう場合は、実習科目の項六級海技士（航海）第一種養成施設の場合の欄第一項第一号の規定にかかわらず、航海計器（ジャイロコンパスに限る。）に関する実習を行なうことを要しない。

内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行なうもののもつて代えることができる。

内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもつて代えることができる。

その他 告示

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次の表のよう改定する。

（昭和二十二年法律第二百五十七号）第四条第一項の規定に基いて、平成十五年中央労働委員会は、第一号の一音を次の表のよきに改正する。

表のよきは改正する。

勤務箇所	統計センター	労働組合法第二条第一号に規定する者
(略)	(略)	改 正 後
支局	本局	<p>部長 研究所長 部次長 課長 首席監察官 首席監査官 契約・保有資産監理官 室長 監察官 監査官 企画調整官 情報公開調整官 課長補佐 (秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。) 主事 (秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。) 人事又は労務担当の係員 (企画に関する事務を行う者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの</p> <p>支局長 支局次長 課長 室長 企画調整官 作業調整官 (溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。) 課長補佐 (人事又は労務担当の者に限る。) 主事 (人事又は労務担当の者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し支局の職員の取締りをするもの</p>

○農林水産省令第百四十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第二百四十七号）第十一條第一項（同法律第二百四十九条の二第一項に付して肥料を販売する場合を含む。）の規定に従つて、令和7年1月1日十四日付からもつて次のものに肥料の品質の有効期間を更新したので、同法律第十六條第一項（同法律第二百四十九条の二第一項に付して肥料を販売する場合を含む。）の規定に基いて公示する。

令和7年5月11日

農林水産大臣 江藤 拓

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年3月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第93240号	汚泥肥料	かんとりースーパー佐賀	佐賀市上下水道局	佐賀県佐賀市若宮三丁目6番60号
生第60414号	液状肥料	くみあい有機入り尿素 高度液状複合肥料062号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第102021号	液状肥料	スーパーアミノ30	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里四丁目23番18号
生第65817号	液状肥料	住友複合液体肥料ミネラップB（鉄添加）	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	生第102038号	化成肥料	くみあい有機入り化成700号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第78288号	化成肥料	くみあいASU入り複合硝加磷安S082	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	生第102039号	配合肥料	くみあい苦土マンガン ほう素尿素入り複合硝加磷安S039号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第84895号	化成肥料	マザー有機入り化成088	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第102040号	配合肥料	エーコープ苦土マンガン ほう素尿素入り複合硝加磷安S004号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第84908号	汚泥肥料	STO（サウストカチ オーガニック）	南十勝農産加工農業協同組合連合会	北海道河西郡中札内村中札内西二線230番地3	生第102045号	汚泥肥料	鶴岡コンポスト	鶴岡市農業協同組合	山形県鶴岡市日吉町3番1号
生第84910号	汚泥肥料	広田発酵肥料	柏崎市上下水道局	新潟県柏崎市鏡町1番11号	生第102052号	化成肥料	高度化成OX358号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第91020号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料500特Z号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	生第102054号	化成肥料	高度化成OX1353号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第91022号	化成肥料	光苦土有機入り化成724号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	生第102055号	化成肥料	高度化成OX3684号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第91024号	化成肥料	粒状さかな君	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5	生第102063号	液状肥料	K-664	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
生第91037号	汚泥肥料	知多の肥料	株式会社知多環境研究所	愛知県常滑市小鈴谷字奥沢103番2	生第102064号	化成肥料	有機入り複合肥料605号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91039号	汚泥肥料	JAパワー2号	佐賀県農業協同組合	佐賀県佐賀市栄町3番32号	生第102066号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料888号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93226号	化成肥料	くみあい苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合164号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	生第102070号	液状肥料	アミノアップ634α	薮崎産商株式会社	静岡県藤枝市志太一丁目2番12号
生第93231号	液状肥料	有機入り液肥684	株式会社高村有機技術研	東京都千代田区岩本町二丁目1番17号	生第102079号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料8044	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第93232号	液状肥料	153複合液肥1号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	生第102082号	配合肥料	スマフレンド777号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
生第93236号	混合汚泥複合肥料	ゆうき855号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2	生第105171号	液状肥料	不二7-0-0	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地1
生第93237号	汚泥肥料	丹波篠山市混合汚泥肥料	丹波篠山市	兵庫県丹波篠山市北新町41番地	生第105177号	汚泥肥料	Ttk肥料1号	Ttkエンタープライズ株式会社	愛媛県今治市喜田村五丁目15番1号
生第93238号	汚泥肥料	クリーンコンポ	庄内広域行政組合	山形県東田川郡三川町大字押切新田字茨谷地50番地	生第107184号	熔成けい酸質肥料	ディーエムケイカル	株式会社エヌジエイ・エコサービス	福岡県北九州市戸畠区大字中原46番地59
生第93239号	汚泥肥料	山食1号	株式会社山梨食肉流通センター	山梨県笛吹市石和町唐柏1028番地	生第107194号	化成肥料	有機入り化成肥料082	株式会社エフエスコーポレーション	兵庫県尼崎市昭和南通三丁目26番地
					輸第9314号	化成肥料	有機入り化成5-11-16	株式会社インター農場	東京都中央区銀座3丁目11番5号
					輸第13609号	混合窒素肥料	ほう素入り硝酸石灰・硝安混合肥料	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田二丁目18番13号
					輸第13610号	副産肥料	27とうもろこし副産りん酸	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町3丁目1番7号
					輸第102043号	副産肥料	骨りん酸	グリーンコスモス株式会社	北海道苦小牧市新開町三丁目13番2号

外第105201号	配合肥料	NovAcid 6.5-23-23 + 7 CaO	FERTILIZERS & CHEMICALS LIMITED ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	イスラエル国ハイファ P.O.box 1428 東京都文京区後楽二丁目 2番22号	生第102010号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成897特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通 3丁目26番地	
		有効期間が令和10年3月25日となったもの			生第102013号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成897特号	株式会社ジェイ・ディ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東 宮町1038番地4	
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第102035号	化成肥料	新東有機入りペレット 特8号II	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸 通11番1
生第81475号	汚泥肥料	普通肥料温故知新	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	鹿児島県いちき串木野市海瀬410番地1	生第102077号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り 複合燐加安040	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号	
生第81476号	汚泥肥料	有機入り汚泥肥料1	富良野広域連合	北海道富良野市栄町18番20号	生第102088号	成形複合肥料	くみあいほう素尿素有 機入り粒状固形肥料S 365	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
生第81477号	汚泥肥料	pf北の土	株式会社パイオニア フーズ	北海道虻田郡京極町字 京極138番1	生第102090号	成形複合肥料	粒状固形肥料A820	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
生第87927号	汚泥肥料	長岡1号	榛東村	群馬県北群馬郡榛東村 大字新井90番地1	生第102091号	成形複合肥料	くみあい有機入り粒状 固形肥料S305	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
生第87930号	汚泥肥料	SOY-POWER ゆ うき	株式会社京都庵	京都府福知山市三和町 下川合37番地の4	生第102092号	化成肥料	くみあい化成肥料533	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
生第87931号	汚泥肥料	ぐんぐんもりちゃん	兵庫県朝来市	兵庫県朝来市和田山町 東谷213番地1	生第102094号	成形複合肥料	粒状固形肥料B899号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
		有効期間が令和10年3月26日となったもの			生第105096号	化成肥料	くみあい苦土ほう素尿 素入り複合燐加安483 号	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区い ろは町1丁目23番地	
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第105134号	化成肥料	中日本苦土入り高度化 成S383	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区 名駅5丁目23番12号
輸第6347号	家庭園芸用複 合肥料	ピーターズ15-11-29	株式会社ハイポネック スジャパン	大阪府大阪市西淀川区 佃1丁目1番94号	生第105168号	配合肥料	リーフアップN Ver 2.0	株式会社ミズホ生化 学工業	岐阜県瑞浪市土岐町字 南山8017番地の62	
輸第6348号	家庭園芸用複 合肥料	ピーターズ18-18-18	株式会社ハイポネック スジャパン	大阪府大阪市西淀川区 佃1丁目1番94号	生第105170号	化成肥料	有機入り化成698号	東邦化成工業株式会社	三重県四日市市西末広 町4番17号	
輸第6349号	家庭園芸用複 合肥料	ピーターズ30-10-10	株式会社ハイポネック スジャパン	大阪府大阪市西淀川区 佃1丁目1番94号	生第105172号	液状肥料	液体微量要素複合肥料 1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡 1159番地3	
		有効期間が令和13年3月24日となったもの			生第105173号	化成肥料	くみあい有機入り化成 特022号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号	
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第105174号	化成肥料	くみあい有機入り化成 特933号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号
生第54840号	加工りん酸肥 料	16.0粒状苦土過燐酸特 号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小 網町17番10	生第105179号	化成肥料	YA高度化成005	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町 新野辺3062番地	
生第69404号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料 S136	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	生第105181号	配合肥料	リンカリ配合3号	株式会社東商	静岡県焼津市本中根 350番地の1	
生第69405号	成形複合肥料	くみあい尿素入り粒状 固形肥料545	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	生第105182号	化成肥料	くみあい高度化成824 号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	
生第69406号	被覆複合肥料	被覆化成222	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小 網町17番10	生第105185号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り 化成2062	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号	
生第73817号	化成肥料	苦土入り硫加燐安9885	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号	生第105194号	化成肥料	高度化成F14-14-14	株式会社サトシ・エ ンタープライズ	東京都千代田区九段南 三丁目8番13号九段靖 苑ビル4階	
生第93229号	成形複合肥料	茶用美緑S5126号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字 戸崎559番3	生第105195号	化成肥料	化成肥料F 8-8-8 +1	株式会社サトシ・エ ンタープライズ	東京都千代田区九段南 三丁目8番13号九段靖 苑ビル4階	
生第93242号	化成肥料	くみあい苦土マンガン ほう素有機入り化成S 777	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町 148番地						
生第93245号	化成肥料	加燐硝安マジョリカブ ルー6号	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号						

生第105197号	化成肥料	微量要素苦土入り化成200	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第81441号	被覆窒素肥料	42被覆尿素50号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第105198号	化成肥料	ミズホ化成444号	ミズホユーキ有限公司	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地	生第81442号	被覆窒素肥料	42被覆尿素70号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第13612号	硝酸石灰	14.0硝酸カルシウム	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	生第81443号	被覆窒素肥料	42被覆尿素100号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第13613号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	UF38	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号	生第81444号	被覆窒素肥料	42被覆尿素140号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105175号	化成肥料	イモ8-12-24Mg	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	生第81445号	被覆窒素肥料	42被覆尿素180号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105178号	加工苦土肥料	MS-55	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地	生第81446号	被覆窒素肥料	42被覆尿素270号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105199号	化成肥料	けい酸入り化成肥料30号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	生第81448号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート40号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105204号	被覆窒素肥料	ECO SCU 35	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号	生第87895号	被覆窒素肥料	くみあい41.0被覆尿素エムコートS20H	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
外第244号	混合窒素肥料	UA22号	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省臨坊市峽山区峽山街道濟青高速峽山口向南1000米	生第87914号	液状肥料	エフゲン058液肥	株式会社扶相	北海道河西郡芽室町西2条5丁目2番地7
			雲涛有機株式会社 (国内管理人)	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の1	生第87932号	化成肥料	マザー化成233-499	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
外第105176号	混合微量元素肥料	微量要素混合肥料Zn 877	青島宇慧綠色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試驗区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号(A)	生第87933号	化成肥料	化成肥料888号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
			グリーンコスモス株式会社 (国内管理人)	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	生第87934号	化成肥料	高度化成444号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87935号	化成肥料	高度化成484号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87936号	化成肥料	高度化成48号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87937号	化成肥料	高度化成NK606号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					輸第7758号	甲殼類質肥料 粉末	3-2カニガラ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
					輸第7759号	水酸化苦土肥 料	マグピュア-55	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目6番9号
					輸第10825号	尿素	46.0 尿素	アグリタワー株式会社	東京都中央区勝どき六丁目3番2号3112
					輸第10826号	熔成りん肥	熔成りん肥19-15	株式会社インター ファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
					輸第10827号	けい酸加里肥 料	ケイ酸カリ2号	エスケー鉱産株式会社	愛知県名古屋市昭和区檀渓通一丁目14番地の2
					輸第10828号	魚かす粉末	魚骨ミール2号	マルハニチロ株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
					輸第10830号	わたみ油かす 及びその粉末	黄色わたみ粕5-1.5-1.2	株式会社インター ファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
					輸第10831号	配合肥料	有機入り配合肥料7-6-5	株式会社アークテック	東京都品川区上大崎三丁目10番50号
					輸第10832号	配合肥料	有機入り配合肥料8-7-4	株式会社アークテック	東京都品川区上大崎三丁目10番50号
有効期間が令和13年3月25日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所					
生第81432号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート30	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81433号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81434号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート50	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81435号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81436号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81437号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81438号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81439号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート270	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					
生第81440号	被覆窒素肥料	42被覆尿素40号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					

有効期間が令和13年3月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
輸第5254号	ほう酸塩肥料	48ほう酸塩肥料	共立マテリアル株式会社	愛知県名古屋市港区築三町2丁目41番地
輸第6350号	硝酸アンモニウム	34.0硝酸アンモニア	明京商事株式会社	東京都千代田区内神田一丁目14番6号

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第105号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第111条第1項及び第4項の規定に基づき、次のとおりに生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があつたので、同法第16条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年5月11日

農林水産大臣 江藤 拓

1 生産業者の住所の変更

登録番号 生第89436号、生第105437号、生第107409号、生第107410号

変更前 愛知県名古屋市中川区下之一色町字波花109番地

変更後 愛知県名古屋市中川区高畑一丁目52番地

2 肥料の名称の変更

登録番号 生第89131号

変更前 くみあいCDU・苦土・ほう素・尿素入り複合肥料026

変更後 くみあいCDU・苦土・ほう素入り複合肥料026

○農林水産省告示第106号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失效したので、同法第16条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年5月11日

農林水産大臣 江藤 拓

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第93258号	混合りん酸肥料	くみあい粒状りん・鉱さい混合肥料1号	南九州化学工業株式会社	宮崎県兒湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第107883号	汚泥肥料	ウルトラ・エックス YP	株式会社NEWGREEN SUPPLY	山形県鶴岡市湯野沢字畠田58番地

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

公 告

諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第16号

新潟県糸魚川市大字須沢3543番地 ノーブル式番館102号室

債務者 宮越 清

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 順子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（フ）第1092号

大阪府豊中市原田元町2丁目9番4-203号

債務者 美容鍼灸院Haristellaこと
矢島 瑠偉

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 順
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第367号

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目11番1号

債務者 北村 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 周一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年（フ）第208号

北九州市八幡西区陣原2丁目15番6-608号、
前住所北九州市門司区下馬寄3番6-404号
債務者 江 爭

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 徹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（フ）第268号

北九州市小倉北区泉台1丁目6番12号（102）
債務者 坂田 好太

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 研太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第7号

熊本県天草市牛深町3294番地4、前住所熊本県天草市牛深町3247番地

債務者 田中 宗志

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時10分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 林 浩一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

熊本地方裁判所天草支部

令和7年(フ)第25号	岩手県奥州市水沢字大町22番地 債務者 高橋 玄平 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ)第332号	仙台市泉区館1丁目13番地の11 債務者 今野 正伸 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 工藤 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第417号	仙台市泉区鶴が丘1丁目47番地の21 債務者 相澤 澄良 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第28号	福島市御山字田中29-10ニュー・マヤオーレ201、住民票上の住所福島市笹谷字藤藏東6番地の6 債務者 松崎 隆二 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第47号	福島市太平寺字東ノ内22番地の2スペースイン大平寺203、従前の住所福島市桜木町12番13号 債務者 木幡 昭太

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠田 智也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福島地方裁判所
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係
令和7年(フ)第2号
福岡県田川郡糸田町4129番地1 10-4号 債務者 山田 剛士 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和6年(フ)第948号
広島市中区宝町8番25-604号 債務者 吉田 一貴 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 敏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第162号
広島市西区己斐上2丁目37番15-103号 債務者 牛尾 匡位 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 要治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 鹿児島地方裁判所所知覧支部破産再生係
令和7年(フ)第9号
鹿児島県枕崎市塩屋北町216番地 債務者 前山 貴子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 芳朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第110号
愛知県刈谷市東境町町屋24番地1 債務者 稲垣 昭司 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北薙 太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第111号
三重県津市久居桜が丘町1730番地180 債務者 才口 衛 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北薙 太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第80号
山形県米沢市館山5丁目1番29号 債務者 長谷川直紀 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東海林寛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第15号
山梨県南アルプス市藤田1560番地2 ヴィラ・クロエストII 305号室 債務者 内池 秀樹 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第111号
高知県香南市夜須町西山1337番地13、旧住所高知県安芸市土居557番地1 債務者 座安 信匡 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳田 祐介

令和7年(フ)第72号	山梨県南アルプス市百々2944番地4、前住所山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地23 債務者 伊藤 卓 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清田 路子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第126号	
滋賀県草津市南笠東1丁目16番60-3010号 アートプラザ・ユー、前住所滋賀県近江八幡市中小森町701番地(B-201号) 債務者 藤井 宏行 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲田ますみ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大津地方裁判所民事部	

<p>令和7年(フ)第275号 神戸市垂水区狩口台5丁目15番304号 債務者 坂木 早苗 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 世良 峻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第205号 大阪府岸和田市門前町1丁目4番10-107号 債務者 森貞 巧 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小美野達之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1596号 大阪府守口市外島町6番東2-1110号 債務者 代 愛志 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴見 泰之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 弘康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第289号 神戸市兵庫区中道通6丁目3番11号 債務者 トップサインこと 長澤 武夫 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 灌澤 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第81号 徳島県板野郡上板町七條字栗ノ木前30番地1 債務者 藤井 圭 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生長 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1801号 大阪市西成区潮路1丁目6番27号 グランドルチエ 705号 債務者 竹内 秀樹 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>
<p>令和7年(フ)第14号 鹿児島県奄美市名瀬久里町19番18号 債務者 要 末広 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p>	<p>令和7年(フ)第11号 愛媛県今治市小泉4丁目6番55号 Sビル101号、前住所愛媛県今治市東鳥生町1丁目7番47号 債務者 小原亮太郎 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木達耶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 松山地方裁判所今治支部</p>	<p>令和7年(フ)第202号 大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号 債務者 For Tuneこと 木造 豊 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片山 博矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>
<p>令和7年(フ)第20号 沖縄県南城市大里字稻嶺2249番地2 グランデヴィラッジオ 106号室 債務者 安仁屋勇希 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 考人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 那覇地方裁判所民事部第3部</p>	<p>令和7年(フ)第1384号 神戸市北区京地2丁目16番地の7 債務者 長谷川吉秀 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 章教 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第176号 兵庫県姫路市山吹1丁目5番13号、従前の住所神戸市垂水区王居殿1丁目7番12号 債務者 横川 海姫 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉谷 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 徳島地方裁判所民事部</p>

令和7年(フ)第39号 岩手県花巻市西宮野目第6地割355番地 県 営宮野目アパート1号棟126号 債務者 高橋 隆子 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神木 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第417号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目6番4号 フレ アII 202号 債務者 橋本 純一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小沢 剛司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第324号 名古屋市西区幅下1丁目10番22号 G1ビル 浅間町302号 債務者 鈴木 幸治 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井本 敬善 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第564号 札幌市北区新琴似5条12丁目7番13号 債務者 伊藤 香菜(旧姓藤山) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沖田 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第40号 岩手県北上市村崎野17地割69番地2 リ ヴェールタカハシB棟102号 債務者 吉田真喜子 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第33号 佐賀県唐津市八幡町638番地39 川添借家2 号、前住所大阪市城東区新喜多2丁目3番21 号 債務者 井上 祭 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永江竜之介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ)第676号 愛知県瀬戸市東米泉町59番地 債務者 山田ひとみ 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 康平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第60号 青森県弘前市大字取上5丁目16番地4 債務者 堀尾 竜太 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原大記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第174号 兵庫県姫路市香寺町恒屋444番地1 債務者 常陰 恒 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森川 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第87号 熊本市南区川口町2577番地 債務者 山野 宏利 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福山 素士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第166号 熊本県菊池郡大津町大字新158番地2 ニューアラモードC棟 205号、前住所熊本 県宇土市野鶴町1313番地1 債務者 内藤 祥吾 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高山 悅子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第215号 神奈川県中郡大磯町大磯1492番地 債務者 小木曾貴博 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村松 謙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第196号 千葉県市川市須和田1丁目7番8号 債務者 L I U B A I Y A N G 劉 柏楊 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤松 範夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第41号 栃木県小山市美しが丘1丁目6番地15 債務者 原 千春 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山内 亮二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第148号 静岡県伊東市荻471番地の788 グリーンヒル ズ202号 債務者 福田 勇輔 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 悠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第536号 埼玉県久喜市上清久517番地7、旧住所埼玉 県上尾市大字平塚1962番地4 債務者 佐溝 雅之 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉村 洋維 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第40号
 長野県上高井郡小布施町大字小布施1210番地29
 債務者 関谷 啓次
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 久田 道人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第153号
 愛知県刈谷市半城土中町3丁目14番地10 レオネクストふたば102号
 債務者 木下 康司
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 丸山 浩平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第363号
 京都市伏見区深草西浦町1丁目10番地3 口イヤル深草609号
 債務者 井辻 智
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大西 洋至
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時45分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第83号
 佐賀県三養基郡基山町大字小倉281番地2 レオパレス1NOUE101号、前住所佐賀県三養基郡基山町大字小倉1079番地6 宮崎アパート2-C号
 債務者 本山 史郎
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 隈 淳平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第50号
 北海道河東郡士幌町字士幌228番地 陸団地1号、住民票上の住所北海道河東郡士幌町字士幌幹西1線171番地12
 債務者 柴田 真穂
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石王 大樹
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
 鈎路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第17号
 山口市大内矢田北6丁目3番3号 花咲美シェアハウス112号、前住所山口市中尾480番地4
 債務者 伊藤 久子
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 洋一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第91号
 金沢市畝田西4丁目66番地2 県営住宅5棟404号、住民票上の住所金沢市畝田西4丁目66番地2
 債務者 蔵 理香
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上野 花穂
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第18号
 秋田県山本郡三種町鯉川字下谷地40番地1
 債務者 宮田 金利
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後3時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで
 秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第62号
 熊本県菊池郡菊陽町大字原水1133番地10 サンピレッジフォーシーズンD 201号
 債務者 藤本 昭子
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐藤 亮介
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第25号
 島根県大田市久手町波根西2023番地1、住民票上の住所島根県大田市久手町刺鹿2439番地
 債務者 高橋 憲生
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 加藤 智崇
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第653号
 名古屋市北区大杉町6丁目105番地の6 カーサナカシマ301号
 債務者 石川 智英
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小林 輝征
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第325号
 京都市北区西賀茂榎ノ木町34番地2 大杉ハイツ209、前住所京都市北区上賀茂東後藤町46番地5
 債務者 リフレ円町こと 堀川 和幸
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松尾 美幸
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第350号
 堺市南区晴美台1丁29番10-101号
 債務者 奥 勝子
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 里村 洋平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第356号
 堺市中区深井清水町3537番地 コートビレッヂ赤塚405号
 債務者 鈴木 裕太
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 下迫田浩司
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第534号
 埼玉県戸田市下前1丁目7番7-104号
 債務者 依田 修一
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 貞松 宏輔
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第17号
 福岡県直方市大字植木1579番地
 債務者 富田 真弘
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 淳脇 明裕
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
 福岡地方裁判所直方支部

愛知県豊川市為当町椎木320番地 みかんとりんご101号、従前の住所愛知県豊川市御津町西方中道66番地1
債務者 白井鍼灸院こと 白井 則好
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩田 晴記
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第327号

堺市堺区南清水町1丁3番5-205号
債務者 能勢 愛美
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福下 大地
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第332号

堺市北区新金岡町1丁2番18-101号
債務者 山口 英樹
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 別城 尚人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1083号

大阪市生野区小路東2丁目8番24号 グローパレス小路Part III 105号室
債務者 大高 準
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岸 祐司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1084号

大阪市生野区小路東2丁目8番24号 グローパレス小路Part III 105号室
債務者 大高 美香
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岸 祐司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1733号

大阪府和泉市はつが野2丁目2番5号
債務者 村原 忠実
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第268号

埼玉県春日部市八丁目325番地11
債務者 及川 智人
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井原 正則
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第84号

広島県福山市大門町津之下336番地1
債務者 大馬 亜衣
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片山 博矢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第85号

広島県福山市大門町津之下336番地1
債務者 大馬 信哉

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片山 博矢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第69号

岩手県大船渡市立根町字川原75番地3
債務者 若狭 香輝

1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川博一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第50号

栃木県小山市大字小山34番地 パークサイドタウンB棟、前住所東京都北区田端新町2丁目18番11-207号 De L C C S T A B A T A
債務者 川村 健太

1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤平 泰典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和6年(フ)第2427号

札幌市豊平区美園9条2丁目3番26号 マリオンコート美園206号
債務者 小竹出純二
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2469号

札幌市中央区南7条西10丁目1029番地9 Person S 7 W10-405号
債務者 一ノ宮彩衣

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第240号

札幌市中央区北3条東2丁目2番地2 プライムアーバン北3条907号
債務者 若松 芽衣

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第275号

札幌市手稲区西宮の沢4条2丁目1番56-201号
債務者 香高 航

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第335号

札幌市白石区北郷1条8丁目7番16-202号
債務者 西口 篤志

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

<p>令和7年(フ)第237号 大阪府河内長野市緑ヶ丘南町12番22号 債務者 阪口 麻衣 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第127号 静岡県浜松市浜名区根堅1730番地の5 市営根堅団地2-14号 債務者 高林 くら 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第280号 大阪府高石市綾園6丁目22番32号 債務者 高橋 早苗 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第133号 静岡県浜松市中央区曳馬6丁目13番9-212号 サーパス曳馬 債務者 川崎 千裕 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第300号 堺市南区竹城台2丁1番1-602号 債務者 椎葉 忍 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第122号 岡山県津山市東一宮52番地1 オリオンパレス101 債務者 井上 剛 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　岡山地方裁判所津山支部</p>
<p>令和7年(フ)第317号 堺市西区山田2丁94番地7 1棟806号 債務者 山岡 悅夫 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第104号 静岡県浜松市中央区芳川町96番地 マルベリーハウス203 債務者 乗富 将行 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第358号 堺市中区深井中町915番地2 WAKOマンション303号 債務者 坪江 貴生 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　東京都国立市矢川3丁目22番地の32グランパリュー国立302号</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第660号 静岡県浜松市中央区舞阪町浜田342番地 レオパレストルネード舞阪309号室、前住所:静岡県浜松市中央区若林町1864番地 キャンディウス102号 債務者 鈴木 広巳 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第660号 東京都国立市矢川3丁目22番地の32グランパリュー国立302号 債務者 高橋 祐 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第76号 香川県高松市福岡町1丁目9番8-302号 コート福岡II 債務者 水田 並子 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	

<p>令和7年(フ)第45号 北海道苫小牧市澄川町7丁目8番20号 債務者 千葉 竜美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部</p> <p>令和7年(フ)第46号 北海道苫小牧市澄川町7丁目8番20号 債務者 千葉美津子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部</p> <p>令和7年(フ)第312号 仙台市泉区黒松3丁目12番9号 BAU黒松イースト205 債務者 千葉 莉紗 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第330号 仙台市泉区旭丘堤1丁目19番23号 債務者 星 知子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第362号 仙台市青葉区北山3丁目7番11号 ジュネス北山202、従前の住所大阪府守口市寺方本通1丁目3番30号 債務者 竹内 良介 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 水戸地方裁判所下妻支部</p> <p>令和7年(フ)第220号 川崎市宮前区平2丁目19番64号 ベルヴェデーレ宮前 202 債務者 小貫 真美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第57号 秋田市高陽幸町2番43号 マンションユートピア201号 債務者 堀川 隆代 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第66号 秋田市浜田字館ノ丸172番地1 シルバーピュア秋田205号、前住所秋田県潟上市天王字大長根1番地64 債務者 伊藤 武雄 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 秋田地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第83号 茨城県筑西市海老ヶ島774番地6 債務者 武井可奈江 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 山梨地方裁判所笛吹支部</p> <p>令和7年(フ)第22号 山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地 県営河口湖小立団地3号館403号室 債務者 小野田まゆみ</p> <p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時45分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第103号 岐阜市岩栄町2丁目33番地 (パレ岩戸303)、前住所岐阜市柳津町北塚3丁目93番地 債務者 岩田 益美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岐阜地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第190号 兵庫県姫路市坂田町92番地 コーポサンライズ205、従前の住所大阪府堺市東区日置荘西町1丁30番28-202号 債務者 渡辺 一也 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第85号 山梨県甲府市伊勢4丁目29番10号 メゾン・ド・シャルマンⅡ 403 債務者 雨宮 恵子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第202号 兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-201 債務者 宮本 寿也 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>
---	---	---

令和7年(フ)第203号

兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-201
債務者 宮本 幸枝
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第124号

岡山市中区藤崎463、住民票上の住所岡山市南区並木町1丁目10番9号 ニコニコビル403
債務者 杉山 明文
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第181号

岡山市北区辰巳18番地108 ラシェールB201
債務者 高野 麻衣
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第204号

岡山市北区今6丁目14番10号 プレアール今303号
債務者 近澤 幸次
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第224号

岡山県高梁市川上町臘数1321番地
債務者 岩渕 貞利
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第13号

高知県室戸市室津1635番地4
債務者 赤木 愛
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時45分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第120号

熊本市南区南高江5丁目1番56号 老人ホーミュ桜テラス
債務者 森川紀代子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第10号

鹿児島県枕崎市塩屋北町216番地
債務者 前山 裕紀
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第49号

鹿児島県鹿屋市横山町2286番地8
債務者 山根 良子
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第52号

鹿児島県鹿屋市古江町612番地3
債務者 國本 一幸
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第54号

鹿児島県鹿屋市札元1丁目23番63号 イースト・サンハイム201号
債務者 黒岩江津子(旧姓永峰・牧之瀬)
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第56号

青森県八戸市大字沢里字藤子18番地34
債務者 秋元 佳奈(旧姓後藤)
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第24号

秋田県大仙市神宮寺字館ノ北16番地19 コートステージ2-1
債務者 石黒 貢
1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第353号

東京都青梅市裏宿町561番地の4
債務者 奥村 成彦
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第404号

東京都八王子市元横山町3丁目18番19号グローバーハウス八王子Ⅱ527号
債務者 森久保裕樹
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第459号

横浜市泉区岡津町2631番地1 グリーンガーデン101号
債務者 滝川かおり(旧姓倉金)
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第81号
 和歌山県有田市宮原町新町298番地1 県営
 住宅宮原団地1号棟2階12号
 債務者 前嶋 利宣
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第84号
 和歌山市西庄509番地38、前住所和歌山市西庄509番地31
 債務者 長谷川由真(旧姓岩崎)
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第178号
 広島県東広島市黒瀬町宗近柳国955番地7
 債務者 菅本ゆかり
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第345号
 広島市東区牛田本町4丁目2番1-304号京口ハイツ
 債務者 西本喜代美
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第362号
 広島市安佐南区八木3丁目3番15-304号
 債務者 太田 由紀
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第367号
 広島市安佐南区山本6丁目16番11-5号
 債務者 井伊ア希子
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第373号
 広島県東広島市高屋町造賀980番地
 債務者 岡 雅嗣
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第7号
 愛媛県今治市唐子台東1丁目12番地13
 債務者 村井 瞳
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第130号
 熊本市南区城南町さんさん1丁目11番地24
 アニメートヒルⅠ 201号室
 債務者 奥田美都葵
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第24号
 鹿児島県奄美市名瀬小俣町11番21-302号
 債務者 久保 楓(旧姓岩越)
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第93号
 沖縄県那覇市字小禄424番地2 藤浪莊403
 債務者 川添 栄
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第32号
 北海道小樽市銭函1丁目7番202号 ビレッジハウス銭函2号棟102号室
 債務者 平間 昭人
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第31号
 宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷32番地
 金谷住宅3-24号、前住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字元前138番地1 T K コーポ沼辺A
 債務者 渡邊 真由
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第24号
 仙台地方裁判所大河原支部

<p>令和6年(フ)第2097号 東京都清瀬市中清戸3丁目425番地1 グラン メール103号 債務者 重松 剛 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第126号 東京都町田市金森1丁目27番6号メゾンドエ クセラ205 債務者 岩佐 来愛 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第642号 東京都昭島市上川原町2丁目23番13号第一小 沢荘101号 債務者 濱中 美奈(旧姓本間) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第709号 東京都三鷹市深大寺1丁目8番36号伸和荘7 債務者 徳永三恵子(通称名桜木杏実) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第71号 長野県松本市大字里山辺1358番地1 レオパ レスボヌール山辺 112号室 債務者 高畠留美加(旧姓大村) 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 長野地方裁判所松本支部</p> <p>令和7年(フ)第389号 京都市伏見区醍醐大構町28番地3 サンフラ ワー醍醐301 債務者 越間 文香 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第394号 京都府八幡市男山八望1番地-C 5-103 債務者 濱田 美幸 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第421号 京都市西京区大原野石作町256番地1 西山 寮、前住所京都市右京区梅津東構口町43番地 5 アウルマンション203号室 債務者 長尾 博一 法定代理人成年後見人 田尻世津子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第436号 京都府宇治市神明石塚77番地の62 債務者 藤江 優愛 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第440号 京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の9 向日 ヶ丘ハイツ B-102 債務者 田中 伸幸 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第468号 京都市南区上鳥羽南唐戸町103番地3 債務者 北川 るみ(旧姓松本) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1151号 大阪府八尾市小阪合町3丁目8番27-403号 債務者 池田満智子(旧姓東雲) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1590号 大阪市旭区新森2丁目2番17号 大樹ハイツ II 301 債務者 宮道 武 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1613号 大阪市生野区勝山南2丁目5番25号 債務者 H i k a r u こと康本光こと 康 光 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1742号 大阪府東大阪市長田中1丁目4番12-710号、 前住所大阪市城東区諫訪4丁目14番5号 レ オパレス諫訪206 債務者 中邑 友美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1767号 大阪市鶴見区諸口4丁目12番6-605号 債務者 斎藤 容子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
---	--	---	--

令和7年(フ)第1798号 大阪府東大阪市御厨西ノ町1丁目2番20号 債務者 江野村里加 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1891号 大阪市平野区長吉長原東2丁目7番13-410号 債務者 橋野 静夫 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第353号 広島市佐伯区八幡2丁目3番5号 債務者 緒方 真希(旧姓阿羅田) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第238号 千葉県流山市美原1丁目1232番地の2 ベルクレール江戸川台206 債務者 須賀原奈津美 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1805号 大阪市福島区鷺洲5丁目12番2-344号 債務者 榎本 正樹 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1892号 大阪市平野区長吉長原東2丁目7番13-410号 債務者 橋野 正子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第356号 広島市中区弥生町3番19-202号 債務者 小中 駿 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第278号 千葉県松戸市牧の原2丁目1番地 常盤平南 部市営住宅1棟204号 債務者 寺床 幸雄 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1847号 大阪市福島区大開4丁目1番1-618号 債務者 西田 ゆみ 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1900号 大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番4号 マンションエスカルゴ 302号、前住所大阪府門真市野里町15番26-403号 債務者 山田 智一 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第48号 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1番地479 アメリカンマンション201 債務者 広本 侃汰 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第319号 千葉県野田市山崎1720番地 グリュック・ラウム201 債務者 鈴木 拓也 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1856号 大阪府門真市千石西町6番1号 フォーユー 門真なみはや、前住所大阪府門真市宮野町7番22号 債務者 小原美恵子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第2009号 大阪府八尾市刑部4丁目308番地 債務者 桐谷 武子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第90号 沖縄県中頭郡北谷町字桃原3番地7 債務者 豊里 明美(旧姓国場) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第80号 石川県白山市宮永町847番地1 市営相木住宅17号棟402号室 債務者 橋川 俊司 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 金沢地方裁判所民事部

<p>令和7年(フ)第90号 石川県野々市市御経塚5丁目42-19-25、住民票上の住所石川県白山市福留南1丁目143番地 債務者 清水 研二 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第123号 佐賀市開成2丁目11番5号 杉町ハイツ201号 債務者 境 幸浩 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第322号 神戸市垂水区名谷町850番地の1 エクシアパーク武蔵館401号、従前の住所神戸市垂水区東垂水町字流田712番地の1 市住6-102号 債務者 村上加代子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第27号 山口県岩国市玖珂町4015番地1 111 債務者 中谷 次夫 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部</p>	<p>令和7年(フ)第52号 熊本市東区健軍2丁目3-4 健軍神社参道レジデンス202号、住民票上の住所熊本県上益城郡山都町袖木787番地(前住所)埼玉県富士見市西みづほ台2丁目2番地11 フローレンスFG105 債務者 下田 春菜 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第328号 神戸市長田区平和台町3丁目3番24-202号、従前の住所福岡県京都郡苅田町与原3丁目9番地8(スターロワイヤル小波瀬101号室) 債務者 宮崎奈美絵 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第29号 山口県岩国市門前町2丁目37番9-303号荒田住宅B1棟 債務者 小佐井麻里 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部</p>	<p>令和7年(フ)第129号 熊本市西区田崎2丁目3番74-202号 田崎団地、転入前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1230番地90 債務者 吉良 悠希 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第25号 福岡県直方市大字植木102番地6 債務者 井上 由美 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 福岡地方裁判所直方支部</p>
<p>令和7年(フ)第30号 山口県岩国市中津町1丁目8番9-2号 債務者 江崎沙也加 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部</p>	<p>令和7年(フ)第150号 熊本市北区植木町一木196番地5、転入前住所熊本県中央区黒髪3丁目9番23号 コーポフレンド 103 債務者 河本 徹 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第130号 佐賀市諸富町大字山領810番地3 エスティアム諸富201、前住所佐賀市諸富町大字徳富2044番地17 債務者 坂田 裕子 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>

令和7年(フ)第29号

佐賀県唐津市西浜町2番22号

債務者 中山 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第35号

佐賀県唐津市原842-1 虹と海のホスピタル、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町乙246番地4 アデレードヒルズ201

債務者 向山 克彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第62号

青森県弘前市大字紺屋町257番地 石郷岡アパートB号、旧住所青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字福清水1番地2

債務者 石田美由紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第75号

熊本市北区清水亀井町4番2-407号

債務者 田上美佐子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第199号

熊本市南区出仲間8丁目9番15号 ソレイユ有田102

債務者 坂井 純子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第274号

千葉県野田市山崎1658番地の2 ステラコート203

債務者 河原慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第227号

千葉県松戸市五香南2丁目23番地の10 矢島マンション101号

債務者 高橋 徹

1

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第260号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢2丁目7番1号(ウエスト・サンドB棟2号室)

債務者 江波戸清人

1

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第40号

青森市西瀧1丁目15番29号

債務者 鶴谷 大地

1

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第4号

青森市西瀧1丁目15番29号

債務者 鶴谷 大地

1

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第179号

神奈川県厚木市及川2丁目23番27号 サン

リットエアリー102

債務者 石橋 純

1

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

<p>令和7年(フ)第18号 松江市西忌部町555番地31 債務者 高永 佳明 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第358号 山梨県甲府市飯田5丁目9番15号 パナハイツ増田202 破産者 青柳 麻未 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所白河支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第415号 岐阜市長良桜井町1丁目13番地2 破産者 篠田 健市 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所</p>
<p>令和7年(フ)第61号 山口市宮野下2987番地17 メルヴェーユ宮野101 債務者 田村千加枝 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 山口地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第2103号 札幌市白石区中央2条1丁目3番4-205号 破産者 岩本 真 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>	<p>令和5年(フ)第237号 静岡県富士市伝法797番地の1 さくらプレイス201号、開始決定時の住所静岡県富士市伝法947番地の48 破産者 豊田 健一 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所</p>
<p>破産手続廃止及び免責許可決定</p>	<p>令和6年(フ)第319号 奈良県大和高田市昭和町8番12-506号 朝日プラザイーストウイング 破産者 山寺 裕友 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第2462号 札幌市豊平区西岡5条3丁目11番11号 カントリーハウスC号 破産者 片山 凌太 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>
<p>奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第9号 秋城県稻敷郡阿見町大字荒川本郷1343番地16E 1 a n 102号室 破産者 原 義志 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第2号 秋田県大館市比内町独鈷字独鈷143番地 破産者 佐藤 定一 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部</p>	<p>令和7年(フ)第2号 静岡県富士市平垣本町4番20号 グランドール太田B-102号 破産者 安藤 理沙 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部</p>
<p>奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第282号 奈良県天理市柳本町739番地1 ガーデンライフⅡ、破産手続開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字佐味田1575番地 破産者 福田 光博 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第283号 神奈川県綾瀬市小園956番地9 原ハイツ206 破産者 吉木隆一郎 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第5381号 大阪府八尾市北木の本5丁目43番地の1 シャイニング参番館101号 破産者 徳山電機こと HONG SANG T A E 洪 翔太 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第50号 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341番地8 福島県からまつ荘、前住所福島県須賀川市寺田136番地 破産者 中川 龍治 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	

令和6年(フ)第5382号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第238号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第869号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 北九州市若松区西畠町10番1号(星陵ハイツ102) 破産者 松野 徳一
令和6年(フ)第149号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第361号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
	沖縄県那覇市字識名1280番地1 ラ・ファミーユ103 破産者 金城 光郁

1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第437号
静岡県伊豆市梅木515番地 破産者 真田 靖
1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第3号
和歌山県新宮市三輪崎3丁目15番1号 破産者 峯本 静香
1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所新宮支部
令和6年(フ)第963号
広島市中区西川口町8番10-102号 破産者 大崎 良雄
1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1040号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地296 破産者 大島 昭三
1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1242号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島市安佐南区東野2丁目22番40-2-204号 破産者 渡部 勇太
令和6年(フ)第4790号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 北九州市小倉北区足原1丁目3番25号(シティルーム足原105)、前住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西4丁目3番18号 破産者 桑原 慶太
令和6年(フ)第213号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第288号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第664号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本市東区渡鹿8丁目2番2号 エクセレン卜85 404号、居所熊本県天草郡苓北町上津深江4448 西日本プラント工業株式会社 苓北寮 破産者 白土 伸治
令和6年(フ)第397号	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1505番地 破産者 坂井 康幸

<p>令和7年(フ)第6号 熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 ホスピタルメントさくら西館、住民票上の住所熊本中央区国府3丁目16番39号 破産者 平山 裕 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第16号 熊本市東区神水本町25番11号 レークサイド神水603号 破産者 川田 尚史 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第72号 熊本市北区池田3丁目17番53号 プリムローズ203号室 破産者 境脇 鉄平 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(フ)第538号 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2825番地 惠比寿ガーデンⅡ103号 破産者 岩元 和久 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第33号 宮崎県都城市吉尾町6212番地2 向新ビル1F 破産者 守部 圭一 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第34号 宮崎市吉村町南田甲1109番地 破産者 守部 由美 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 免責許可決定 令和7年(フ)第8号 鹿児島県鹿屋市寿5丁目13番29号 破産者 中金 浩司 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和7年(フ)第12号 鹿児島県鹿屋市串良町細山田4410番地1 破産者 橋口ほのか 1 決定年月日 令和7年5月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和6年(フ)第819号 千葉県松戸市久保平賀256番地の26 破産者 新井 則男</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和6年(フ)第969号 千葉県松戸市小金きよしケ丘1丁目4番地の2 コーポ椿202号 破産者 小林 澄司 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第979号 千葉県我孫子市寿2丁目25番30-305号 大塚マンション 破産者 古村 悠介 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和6年(フ)第981号 千葉県流山市野々下1丁目172番地の1 リヴェール・ヴィラⅠ-104 破産者 後藤 義啓 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第19号 千葉県鎌ヶ谷市初富924番地885 破産者 今田 光一 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第20号 千葉県鎌ヶ谷市初富924番地885 破産者 今田 和子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第50号 千葉県我孫子市根戸666番地の1 (105号) 北柏第1コーポ 破産者 相澤 俊也 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第51号 千葉県松戸市牧の原2番地の37 牧の原公団住宅1街区7棟604号 破産者 小林 信章 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第61号 千葉県松戸市常盤平2丁目3番地の3 ドフィーヌときわ平2 201号、前住所埼玉県越谷市南越谷3丁目21番4号 プラザドゥハーモニア211号 破産者 山田加弥乃 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和6年(フ)第213号 奈良県香芝市別所53番地2、前住所京都府宇治市横島町本屋敷51番地1 グリーンタウン横島306棟107号 破産者 林 勝也 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和6年(フ)第304号 奈良県香芝市鎌田355番地4 ロイヤルハイツ藤井301号 破産者 大塚 信義 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和6年(フ)第316号 奈良県橿原市常盤町151番地の1 常盤マンション西棟101、前住所奈良県橿原市山之坊町28番地の7 ローズハイツ201号 破産者 豊留 孝一 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和7年(フ)第5号 奈良県大和高田市大中東町1番30-1001号 大中東マンション 破産者 山下 瑞風 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>
---	--	--	---

令和7年(フ)第19号
鹿児島県鹿屋市横山町1989番地2 前田貸家
3号棟
破産者 内倉真奈美
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第2236号
札幌市北区北35条西4丁目3番11-103号
破産者 貴志 翔平(旧姓石川)
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2320号
札幌市豊平区月寒東1条7丁目4番29-102号
破産者 久本 健太
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2388号
札幌市北区北35条西7丁目1番25-307号
破産者 名田 勝利
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2453号
札幌市西区発寒8条14丁目516番地46 ハイセラールフィールド202号
破産者 水谷 佳代
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2459号
北海道石狩市花川南6条2丁目13番地 ノースプリシード201号
破産者 三好 麻子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2464号
札幌市東区北30条東1丁目4番7-203号
破産者 佐々木貴幸

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第5号
札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目4番3-103号
破産者 野中 一正
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第18号
札幌市中央区大通西26丁目2番10-321号
破産者 佐藤久美子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第42号
札幌市南区真駒内本町7丁目3番16号 ヴィラ真駒内公園105号
破産者 大友美恵子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第47号
札幌市中央区南7条西6丁目7番地16 第81松井ビル101号
破産者 田崎 尚彰
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第56号
北海道千歳市豊里2丁目11番11号
破産者 田村 彪流
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第94号
札幌市東区北28条東9丁目3番23号 N28コヤミバメス202号
破産者 野長瀬真哉
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第31号
釧路市星が浦北3丁目3番13号、前住所釧路市星が浦北1丁目2番28号 ハイツK1202号室、釧路市中鶴野40番14号
破産者 田口 恵美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第141号
仙台市宮城野区東仙台2丁目3番7号 リーベンス東仙台303
破産者 山田 智也
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第19号
山形県酒田市亀ヶ崎2丁目10番19号
破産者 遠田 泰之
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第42号
群馬県高崎市上佐野町786番地7、前住所群馬県高崎市上並榎町1009番地6 TAKAKEI-1-BASE107号
破産者 小林 由美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第172号
埼玉県和光市白子3-6-1サンハイツ成増302号室、住民票上の住所埼玉県富士見市大字水子643番地7 サングローリー103
破産者 矢作 竜一
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第212号
さいたま市浦和区本太2丁目21番2号
破産者 中里 康子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第219号
さいたま市南区四谷3丁目6番5-101号
破産者 石川沙都季
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第222号
さいたま市南区太田窪5丁目18番10-202号
破産者 東後 雅子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第224号 埼玉県和光市下新倉1丁目8番16号 プチメゾン8-101 破産者 稲吉 宏 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第19号 埼玉県大里郡寄居町大字用土2543番地10 破産者 永瀬 翔 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第68号 川崎市宮前区有馬9丁目5番11号 ルミエール 105 破産者 星 政行 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第236号 さいたま市緑区東浦和8丁目2番地42 メゾンソレイユⅡ 102号室 破産者 長沼 夢樹 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第20号 埼玉県大里郡寄居町大字用土2543番地10 破産者 永瀬 涼子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第73号 川崎市宮前区東有馬5丁目20番12-501号 破産者 上田 雄一 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第247号 さいたま市見沼区丸ヶ崎町53番地7 メゾン丸宮H102 破産者 三枝 麗楽 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第37号 埼玉県本庄市銀座2丁目5番23号 レインボーハウス 破産者 関悦子こと SEKI IHARA M AT ILDE ETUKOこと セキ イハラ マティルデ エツコ 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第8号 川崎市宮前区有馬3丁目28番18号 メゾンアリス 102 破産者 橋口 琳夏 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第250号 さいたま市見沼区東大宮6丁目27番地5 ルミエール202 破産者 長谷川 愛 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第38号 埼玉県熊谷市曙町5丁目104番地 熊谷曙町住宅1-408 破産者 蓮實 杏那 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第9号 川崎市高津区千年336番地 グリーンハイツ 101 破産者 佐藤賀代美 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第269号 埼玉県川口市芝桜ノ爪2丁目9番12号 破産者 小松久美子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年（フ）第780号 川崎市多摩区菅1丁目2番21号 米山ビル 201 破産者 平川 直美 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第95号 川崎市川崎区桜本1丁目8番1号 サニーフレンズ 302 破産者 白馬里咲子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第10号 埼玉県東松山市大字毛塚916番地7 フーリエ2-205 破産者 渡辺 美香 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年（フ）第855号 川崎市川崎区浅田4丁目14番4号 破産者 片桐 一 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	令和7年（フ）第97号 川崎市麻生区上麻生5丁目45番46号 エクセルハイツ柿生B 112 破産者 菅 隼人 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部
令和7年（フ）第874号 川崎市多摩区宿河原6丁目5番40-1号 破産者 久保田みく		1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部	

令和7年(フ)第102号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第103号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第108号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第111号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第112号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第117号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第119号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	
令和7年(フ)第122号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第220号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第130号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第230号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第512号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜県羽島市江吉良町1968番地1 (ミレニアムK N103号室)	令和7年(フ)第235号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第94号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第291号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第97号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第310号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第98号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(フ)第311号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
	破産者 中井 みう	破産者 安藤 昌	名古屋地方裁判所民事第2部
	岐阜地方裁判所御嵩支部		
	岐阜県可児市今渡1818番地2 タウンハイツ吉田203		
	破産者 三浦 海羽 (旧姓大塚)		
	1 決定年月日 令和7年5月8日		
	2 主文 破産者について免責を許可する。		
	岐阜地方裁判所御嵩支部		
	岐阜県可児市今渡2179番地 レジデンス渡辺303		
	破産者 安藤 昌		
	岐阜地方裁判所民事第2部		
	名古屋市昭和区花見通3丁目21番地 ベノート秋中303号、従前の住所名古屋市昭和区五軒家町8番地の1 リブローネ南山2A号		
	破産者 安藤 昌		
	名古屋地方裁判所民事第2部		

令和7年(フ)第338号
名古屋市北区中切町5丁目1番地 県営川中
住宅3棟503号
破産者 大西 了
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第345号
愛知県清須市西枇杷島町弁天52番地 リバー
サイド52・103
破産者 森本 繁義
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第346号
名古屋市中村区名駅南1丁目11番2号 中駒
名駅南マンション903号
破産者 古田 芳恵
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第379号
愛知県知多郡南知多町大字山海字間草112番
地
破産者 鈴木佳余子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第427号
名古屋市中区新栄2丁目27番18号 プレサン
ス新栄アーバンフロー1304号
破産者 井上智香子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第1122号
大阪府大阪狭山市西山台5丁目2番13-501
号
破産者 濱崎 愛來
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1150号
大阪府富田林市津々山台5丁目6番22号
(101)
破産者 内垣 唯(旧姓新谷・山田)
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第19号
堺市堺区山本町1丁20番地2 ソルプラーサ
堺512号
破産者 寺尾 良貴
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第36号
堺市西区鳳中町5丁153番地1 増田ビル302
号
破産者 池内千恵子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第106号
大阪府富田林市津々山台4丁目2番5-508
号
破産者 西尾 愛
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第109号
大阪府柏原市大県3丁目7番35号 光マン
ション109号
破産者 村田 一郎
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第117号
大阪府松原市天美東6丁目17番10号
破産者 山口 雅也
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第120号
堺市中区東山815番地2
破産者 岡村 薫(旧姓阪口)
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第147号
堺市東区西野358番地4
破産者 原 肇
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第148号
堺市東区西野358番地4
破産者 原 裕香
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第545号
大阪府岸和田市下池田町1丁目18番8号 R
I Z E岸和田下池田205号
破産者 池田 勝哉
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第591号
大阪府岸和田市作才町1256番地 エスパワー
ル203号
破産者 大原 広希
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第649号
大阪府岸和田市上野町西27番21号
破産者 金納鉄力店こと 金納 育
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第8号
大阪府泉大津市板原町2丁目8番22-202号
破産者 藤原 彩果
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第52号
大阪府泉大津市千原町1丁目1番5号 奥野
ハイツB-103号
破産者 大坂 恵子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第56号
大阪府岸和田市神須屋町1丁目1番4-206
号
破産者 植松 静彦
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第57号
大阪府岸和田市神須屋町1丁目1番4-206
号
破産者 植松智恵子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第58号
大阪府岸和田市磯上町6丁目14番29号
破産者 田畠 将太
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第70号
大阪府岸和田市別所町3丁目15番7-102号、
住民票上の住所大阪府岸和田市西之内町11番
5-102号
破産者 TAKEこと 小幡 貴裕
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第72号
大阪府岸和田市磯上町2丁目10番15号
破産者 笠松 裕史
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第74号
大阪府和泉市池田下町1080番地の1-101
号
破産者 土屋 初子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第75号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所柏原支部
大阪府岸和田市西大路町170番地の1 サンクレスト岸和田407号 破産者 渕上 忠明	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第76号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
大阪府岸和田市西大路町170番地の1 サンクレスト岸和田407号 破産者 渕上 麻美	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第79号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
大阪府岸和田市荒木町1丁目33番18-603号 破産者 橋本 茂実	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第80号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
大阪府岸和田市沼田5番19号シャンブル古都206号 破産者 田中 京子	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第84号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部
大阪府泉南市りんくう南浜3番地の10 破産者 渡邊 道生	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第45号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所西郷支部破産係
兵庫県丹波市柏原町大新屋216番地 フジハイツB-202号 破産者 山内 勝也	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所柏原支部
令和6年(フ)第49号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
兵庫県丹波篠山市池上609番地1 2棟505、 前住所兵庫県丹波篠山市野中325番地1 201 破産者 栗林 辰行	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第62号	福岡県大川市大字一木948番地1 E s t e r i a 1106号、前住所福岡県大川市大字大野島2256番地 破産者 本田 初美
兵庫県加古川市尾上町養田198番地の1 ヒューゲルヴェストB-205号 破産者 伊藤 雅人	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和6年(フ)第672号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
兵庫県神崎郡神河町寺前153番地の6 破産者 川口建築こと 川口 晃	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第673号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
兵庫県神崎郡神河町寺前153番地の6 破産者 川口 恭子	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第674号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
兵庫県神崎郡神河町寺前153番地の6 破産者 川口 恭子	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第2号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋419番地 破産者 松下 竜吾	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部
令和6年(フ)第12号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
北九州市小倉北区魚町3丁目4番9-1305号、前住所北九州市小倉北区砂津2丁目6番21-403号 破産者 大平 正樹	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第21号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
島根県隠岐郡隠岐の島町中村416番地2 破産者 石川 隼也	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第1号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分県日田市大字日高1751番地56、前住所大分県日田市大字十二町251番地 コンフォールB207号 破産者 薬師寺菜摘
福岡県久留米市上津町1844番地2 フォーサイト上津Renatus315号、前住所福岡県久留米市梅満町1207番地1 オーシャン梅満303号 破産者 永吉 良子	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
令和7年(フ)第6号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分県玖珠郡玖珠町大字太田752番地 破産者 安永真太郎
令和7年(フ)第7号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
令和7年(フ)第8号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
大分県日田市南元町28番12号 謙山荘201号 破産者 松村麻早美	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
令和7年(フ)第18号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島県鹿屋市寿4丁目9番19号 レジデンス寿201号 破産者 平良祐紀子
令和6年(フ)第482号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第485号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 沖縄県那覇市字小禄1533番地5 破産者 大城 泰成
令和7年(フ)第15号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
北海道小樽市豊川町3番7号 破産者 棚内 悠斗	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第18号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 代替住所A (旧住所 北海道小樽市花園3丁目4番21号 カーサフローラ104号室) 破産者 荒山 敦子 (旧姓高島)
令和7年(フ)第7号	1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所小樽支部

令和6年(フ)第472号 函館市万代町13番21号 破産者 奥山 恵子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第36号 盛岡市門2丁目15番15号 ソレイユ203号 破産者 武田 雅代 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第9号 宮城県石巻市中里6丁目13番31号 市営中里 六丁目復興住宅1-14号、前住所宮城県石巻 市田道町2丁目1番6号 ピュアハウスⅡD 号 破産者 梶原 理恵 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和6年(フ)第223号 茨城県小美玉市羽鳥2654-27ハイツ光彩201 号室、住民票上の住所茨城県小美玉市上玉里 1795番地 破産者 橋本 紗代(旧姓平山) 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第69号 函館市港町3丁目10番1-606号 ロジエ港 破産者 竹内 龍輝 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第38号 岩手県滝沢市室小路654番地11 ロイヤル ガーデンA201号 破産者 内田 強 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第14号 仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目24番2号 アル コイリス双葉ヶ丘式番館2005、住民票上の住 所宮城県石巻市鹿妻南3丁目6番22号 破産者 田畠麻衣子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第37号 茨城県石岡市北府中3丁目4番7号 破産者 犬谷 祐飛 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第72号 函館市金堀町7番8号 コーポ原2-102号 破産者 米坂 盛一 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	令和7年(フ)第40号 盛岡市みたけ6丁目15番43号 アンリキャト ルD202号 破産者 波紫 啓太 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第19号 宮城県石巻市水押2丁目9番4-20号 破産者 今野とき子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第49号 茨城県小美玉市栗又四ヶ2434番地31 破産者 伊藤 早苗 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第13号 釧路市貝塚2丁目23番28号 カナディアン 1999 101号 破産者 木嶋 明美 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第51号 岩手県盛岡市北松園2丁目3番2号、開始決 定時の住所盛岡市名須川町32番60-111号 破産者 嘉倉 弥生 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第20号 山形市青田南1番1-401号 市営アパート B 破産者 道下 健太 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部	令和6年(フ)第404号 群馬県吾妻郡中之条町大字四万4228番地 四 万グランドホテル気付、旧住所和歌山県伊都 郡高野町大字高野山35-1 福智院千手院寮 7号 破産者 七尾 誠太 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第23号 青森県八戸市大字白銀町字雷26番地3 ド ミールJUN105号室 破産者 下川原めぐみ 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ)第133号 仙台市青葉区中山8丁目24番31号 プリ ヴェール中山D 破産者 佐野 裕明 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第25号 山形県寒河江市大字日田字五反72番地 ひが し団地1号棟105号室、前住所山形県西村山 郡朝日町大字太郎852番地1 破産者 長岡 智子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第42号 群馬県前橋市富田町1688番地163 破産者 斎藤 愛美 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第16号 盛岡市津志田21地割23番地20 モンペールい ずみ205号 破産者 伊藤 茜 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第2号 宮城県石巻市流留字一番町42番地3 ハート ランドながる101号 破産者 亀谷 順一 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第33号 山形県天童市中里4丁目6番18号 グリーン ベルトB棟 202号 破産者 黒田 清治 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第63号 群馬県佐波郡玉村町大字上新田1662番地 茂 木ハイツ203、旧住所群馬県佐波郡玉村町大 字上飯島369番地1 大島住宅5号棟 破産者 平方 文男 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第64号

群馬県佐波郡玉村町大字上新田1662番地 茂木ハイツ203、旧住所群馬県佐波郡玉村町大字上飯島369番地1 大島住宅5号棟
破産者 平方由香里

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第103号

千葉県大網白里市駒込1377番地1

破産者 藤波 重弘

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第2470号

横浜市瀬谷区阿久和西2丁目7番地6 ハイツ高陽202号室
破産者 柴岡 雅卓

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2559号

横浜市鶴見区駒岡4丁目21番18-303号
破産者 滝崎 来夢

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2581号

横浜市港北区新吉田東6丁目60番2-202号、
申立時の住所横浜市都筑区池辺町3734番地2
志田ハイムB-1
破産者 松田エルリンダこと マツダ エルリンダ ナザレノ (MATSUDA ERLINDA NAZARENO)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2781号

横浜市保土ヶ谷区仏向町1037番地1 ビューコート仏向1-1棟507号
破産者 関野世都子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2838号

神奈川県大和市桜森1丁目11番13号 ボナール302
破産者 成松 一也

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2954号

横浜市保土ヶ谷区新井町356番地 千丸台ハイツ3棟309号
破産者 宮澤 成二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3045号

横浜市瀬谷区阿久和西1丁目8番地 阿久和団地4棟422号
破産者 大串 隼太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3060号

横浜市神奈川区三ツ沢下町12番3号 L i z
三ツ沢102号
破産者 佐々木貞一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第8号

横浜市港南区戸塚2丁目13番30号 藤井荘A号室
破産者 戸島 和樹

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第82号

横浜市港北区新羽町1806番地 コーポ大倉山104
破産者 白石 豊

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第130号

東京都町田市玉川学園7丁目27番10号 玉川学園アパート 201、開始決定時の住所横浜市西区藤棚町1丁目34番地1 クレールブランシェ西横浜A棟101号
破産者 大原 誠人

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第137号

横浜市都筑区東山田2丁目23番18号 サンクレストKAWADA I-303号
破産者 伊藤 聖也

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第144号

横浜市鶴見区上末吉1丁目28番17号 ユナイ

ト末吉セントジョージ201
破産者 根岸 正俊

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第151号

横浜市旭区柏町5番地1 エクセルント杉203
破産者 前原 陽子 (旧姓藤井)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第153号

神奈川県海老名市東柏ヶ谷4丁目7番38号
グループホームユメノワ海老名
破産者 長尾 拓馬

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第164号

横浜市都筑区すみれが丘24番地1 シャルムすみれ201
破産者 柴崎 文

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第169号

横浜市港南区港南2丁目9番16号 ブルーメゾン港南101
破産者 田浦 弘美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第170号

横浜市鶴見区東寺尾3丁目12番17号
破産者 吉永 章浩 (旧姓名越)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第184号

神奈川県藤沢市遠藤942番地の11 ウィスティアパレス301
破産者 西本 健二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第196号

横浜市港北区綱島東5丁目20番15号 コーポ

プラム103
破産者 有馬由美子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第242号

横浜市中区寿町3丁目11番地3 栄和荘532号
破産者 本間 高史

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第245号

横浜市港北区綱島東2丁目7番44号 T-S

TYLE 102
破産者 今野 成親

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第256号

横浜市港南区上大岡東2丁目30番5号 グ

リーンハイツ2
破産者 内尾 哲明

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第257号 神奈川県藤沢市本町4丁目7番18-102号 破産者 加藤 大嵩 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第26号 富山県小矢部市城山町4番4号、開始決定時の住所富山県小矢部市泉町8番75号 破産者 杉澤 信幸 法定代理人保佐人 高坂 愛理 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(フ)第270号 横浜市青葉区田奈町46番地4 田園コーポラス205 破産者 大類 紫苑 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第348号 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘1丁目4番4-101号 破産者 登尾 真弓 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第287号 神奈川県大和市福田1272番地5 破産者 薄井 寿幸 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第364号 神奈川県茅ヶ崎市下町屋2丁目2番13号 ルーナ・ヌエバ101 破産者 嶋田 勇藏 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第310号 横浜市神奈川区神之木台29番13号 G・Aヒルズ大口横浜203号 破産者 鈴木順姫こと 黄 順姫 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第365号 神奈川県茅ヶ崎市下町屋2丁目2番13号 ルーナ・ヌエバ101 破産者 嶋田 靖子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第314号 横浜市戸塚区原宿1丁目53番8-201号 破産者 宇佐見千代美 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第725号 神奈川県厚木市鳶尾1丁目26番16号 破産者 橋本 楓(旧姓竹ノ内) 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第324号 横浜市港北区大倉山4丁目37番14-403号 破産者 間瀬さつき 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第13号 新潟県三条市福島新田乙1662番地10 破産者 田村 真悠 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第337号 横浜市南区大橋町2丁目36番地1 サンハイツ302 破産者 内山 恭子	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第16号 新潟県加茂市駅前1番12-23号 破産者 井上 順子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
		令和7年(フ)第5号 長野県駒ヶ根市赤穂11224番地1 塩沢マンション1号棟 破産者 漆澤 謙	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第73号
 愛知県安城市安城町亀山下11番地1 グローリアス安城南407、前住所愛知県西尾市一色町松木島中切148番地1
 破産者 三原 真央
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第83号
 愛知県高浜市田戸町3丁目5番地15
 破産者 夏目 弘二
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第84号
 愛知県高浜市湯山町4丁目9番地6(ビルレッジハウス高取2号棟302号室)
 破産者 島エドワルドこと SHIMA ZA MUDIO EDUARDO ROGER
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第86号
 愛知県豊田市明川町向田1番地8、前住所愛知県刈谷市今川町山之神30 ピラールレショエンテ206
 破産者 鈴木 恵
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第87号
 愛知県刈谷市青山町2丁目160番地6 トリヴィアンF u j i i 306号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡2236番地の3 アビタ魚住I-202号
 破産者 服部 高志
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第93号
 愛知県岡崎市桜山町字北岡59番地3
 破産者 今泉田鶴子

1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第94号
 愛知県岡崎市鴨田町字山畔1番地36 県営住宅5-105、前住所愛知県刈谷市井ヶ谷町青木81番地 グレース井ヶ谷406号
 破産者 黒田 節子
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第99号
 愛知県豊田市寺部町3丁目38番地 ファミールA 102号
 破産者 柏本 真咲
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第115号
 愛知県岡崎市大和町字西島64番地 エスボワール池端 105、前住所愛知県岡崎市渡町字西浦38番地1
 破産者 平井 奈美(旧姓都築)
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第123号
 愛知県岡崎市井内町字北浦22番地 アヴィールドウサンライズ 105
 破産者 青山 文和
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第4号
 三重県松阪市井村町277番地1 養護老人ホーム百花苑
 破産者 平野 満
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所松阪支部
令和7年(フ)第14号
 三重県多気郡多気町五佐奈1652番地
 破産者 坂川 孝

1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所松阪支部
令和6年(フ)第278号
 三重県四日市市城西町13番40号 コーポ城西102
 破産者 高橋 和希
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第25号
 三重県桑名市大字東野217番地4 エピナーラー103、前住所三重県いなべ市北勢町其原758番地3 i-Room北勢 308
 破産者 仲本 彰
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第27号
 三重県三重郡菰野町大字千草6455番地3 菰野千草園
 破産者 水谷 翔騎
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第40号
 三重県桑名市大字和泉767番地1 レナージュ1F号室、住民票上の住所北海道天塩郡豊富町字上サロベツ西9線257番地
 破産者 長谷地春男
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第41号
 三重県四日市市西日野町1632番地1 エスペランサハイツ八幡D号、前住所三重県四日市市東日野町348番地1 シャトルムツミ304
 破産者 藤谷 宏美
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第9号
 京都府亀岡市篠町見晴5丁目19番11号
 破産者 櫻井 雅仁
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第10号
 京都府亀岡市下矢田町東法楽寺54番地55、前住所京都府亀岡市三宅町110番地8 204号
 破産者 古畑 樹理
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第647号	大阪市淀川区新高5丁目11番11号 シエイ 新高 201号 破産者 土井 由 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第661号	大阪市港区磯路1丁目1番7号 瀬浜ビル 302号 破産者 石川 昌夫 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第691号	大阪市住吉区山之内5丁目3番60号 破産者 宮嶋 勝 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第723号	大阪市西成区橋1丁目3番14号 ハイツさくら 104号 破産者 松本 俊明 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第748号	大阪市天王寺区上本町5丁目4番22号 Luf t 702号 破産者 本城あゆみ(旧姓犬丸) 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第785号	大阪市西成区天下茶屋北1丁目3番19号 ひ きふね 破産者 富永 民世 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第810号	大阪府茨木市橋の内1丁目5番6号 P A L M S 201号、前住所大阪府吹田市岸部中1 丁目21番17-306号 破産者 繁田 良真

1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第141号 鳥取県米子市久美町26-4-105、住民票 上の住所滋賀県大津市下阪本四丁目14番15- 106号 破産者 藤久保真美香(旧姓出口) 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第32号 愛媛県松山市西石井6丁目14番13号 Sun コープ102号 破産者 砂入 元士 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第33号 長崎県長崎市竹の久保町10番12号 破産者 田上美和子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第36号 愛媛県伊予市下吾川731番地 リミエール藤 本202号 破産者 藤岡 美鈴 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第17号 鳥取県西伯郡南部町宮前204番地4、旧住所 大阪府大阪市淀川区野中南2丁目8番40号 ドエル野中601号 破産者 新井 聰 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第14号 愛媛県宇和島市寄松甲334番地7、旧住所愛 媛県八幡浜市保内町川之石13番耕地57番地 破産者 宮本 春彦 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所宇和島支部	令和7年(フ)第6号 長崎県島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ 101、前住所長崎県南島原市南有馬町甲711番 地4 破産者 石川 淳 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第2号 山口県下関市東大和町1丁目3番1-514号 柴田方、前住所山口県山陽小野田市大字東高 泊454番2地 破産者 ナチュラルヘルス k u m i k o こと 人見久美子 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第24号 山口県下関市神田町2丁目2番6-401号 鳳幸マンション 破産者 淺野 大介 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第65号 福岡県久留米市藤山町757番地1 破産者 岩 友紀 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第10号 長崎県南島原市有家町原尾1242番地2 破産者 末吉 高 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第27号 徳島県板野郡藍住町奥野字前川2番地2 破産者 佐野眞由美 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第2号 佐賀県唐津市千代田町2109番地22 アメイズ 唐津城内橋205号 破産者 竹下 実由 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ)第26号 長崎県長崎市新戸町3丁目5番13号 破産者 山中 健豊 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第7号 熊本県玉名郡和水町下津原1217番地1、前住 所熊本県玉名郡和水町原口550番地5 破産者 石原 倫未 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第24号 山口県下関市神田町2丁目2番6-401号 鳳幸マンション 破産者 淺野 大介 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第2号 佐賀県唐津市千代田町2109番地22 アメイズ 唐津城内橋205号 破産者 竹下 実由 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ)第26号 長崎県長崎市新戸町3丁目5番13号 破産者 山中 健豊 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第11号 熊本県玉名郡長洲町大字長洲241番地 町營 住宅井樋内団地7棟2号 破産者 門川 優夢 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第354号 香川県高松市飯田町1247番地1 レオパレス 高月204 破産者 藤田 理央	令和6年(フ)第28号 長崎県長崎市上小島2丁目10番20号 森田ア パート201号 破産者 中村 泉	令和6年(フ)第59号 宮崎県串間市大字大納3100番地 破産者 肥田 稔 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所日南支部	令和6年(フ)第59号 宮崎県串間市大字大納3100番地 破産者 肥田 稔 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第28号

宮崎県日向市大字日知屋16263番地 県営住宅日知屋東団地5棟11号
破産者 温水すえ子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第29号

宮崎県日向市曾根町3丁目129番地 きりもどき

破産者 川村 真

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第3号

鹿児島県奄美市名瀬久里町4番12号、前住所鹿児島県奄美市名瀬伊津部町7番4号
破産者 朝 智仁

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第5号

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町2番地9、前住所鹿児島県神戸市兵庫区三川口町1丁目1番9-1203号

破産者 吉田あかね(旧姓林)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第7号

秋田県由利本荘市石脇字田尻野9番地43
再生債務者 小山内貴広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和6年(再イ)第95号

埼玉県所沢市小手指南5丁目18番地の14
再生債務者 斎藤 啓仁

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第20号

沖縄県うるま市字田場309番地1 川原団地3-404

再生債務者 名嘉山美鈴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月2日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(再イ)第15号

北海道歌志内市字文珠98番地1文珠西歌団地K58-2-3

再生債務者 穀山 晋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和6年(再イ)第10号

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原326番地9

再生債務者 小山内和彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和6年(再イ)第45号

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江84番地10
再生債務者 後藤 亮介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第31号

北海道旭川市春光台2条4丁目11番12号
再生債務者 佐藤 研一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第26号

福島県双葉郡富岡町小浜755番地2 ハイヒールド104号

再生債務者 原田 政廣

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月1日

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(再イ)第110号

埼玉県飯能市大字岩沢23番地9

再生債務者 伊藤奈津紀(旧姓石正)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第500号

東京都大田区久が原3-34-10-301
再生債務者 入江 直行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第86号

東京都町田市小山町1199番地7
再生債務者 吉留 涼

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第122号

京都府八幡市男山金振23番地15 ヴォレメール 206号室

再生債務者 中里 勉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第33号

大阪府茨木市若園町37番25号 ロアジール西口 303号

再生債務者 川口 悅子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第84号
栃木県宇都宮市陽南2丁目4番31号
再生債務者 駒場 大助
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月2日
宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第2号
栃木県宇都宮市瑞穂2丁目19番地13
再生債務者 本間菜穂美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月2日
宇都宮地方裁判所第1民事部
令和6年(再イ)第67号
埼玉県越谷市大字平方338番地2
再生債務者 菅野 真一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月7日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和6年(再イ)第83号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4丁目16番6号
再生債務者 尾關 晃充
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月7日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和6年(再イ)第36号
千葉県印西市西の原4丁目5番地34
再生債務者 奥 隆司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月2日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(再イ) 第111号

東京都府中市矢崎町2丁目17番地の5
再生債務者 香川 淳

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(再イ) 第39号

石川県河北郡内灘町字アカシア1丁目152番地1
再生債務者 出口 貴斗

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 金沢地方裁判所民事部
令和6年(再イ) 第82号

静岡市駿河区有東3丁目12番18-1号
再生債務者 吉永 渉

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ) 第118号

岡山市北区高柳西町7番55号 プレジデント高柳203号
再生債務者 八田 将希

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第6号
岡山市中区平井3丁目996番地36
再生債務者 丹羽 勝裕

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第26号
大分県由布市挾間町北方128番地14
再生債務者 河井 義隆

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第52号
秋田市桜台1丁目5番1号
再生債務者 沖田 尚也

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第197号
埼玉県鴻巣市広田3266番地8
再生債務者 南 弘一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第50号
三重県四日市市広永町647番地136
再生債務者 水谷 真也

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第46号

岡山県倉敷市連島町連島1174番地155
再生債務者 仙波万里こと 宋 玉順

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年(再イ)第3号

栃木県宇都宮市宝木町2丁目1111番地99
再生債務者 坂本 瞳

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和6年(再イ)第39号

千葉県佐倉市城内町250番地23
再生債務者 田崎 満

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(再イ)第187号

名古屋市昭和区出口町3丁目47番地 ウエリ
ス桜山503号
再生債務者 森本 清忠

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第40号	千葉県佐倉市上志津1807番地38 イツツア ネックス202 再生債務者 田村 京介
1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年5月8日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(再イ)第4号	三重県四日市市中部5番14号 ドル・トワ ルみなみまち205 再生債務者 糸瀬 憲
1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部	令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部
令和7年(再イ)第7号	三重県いなべ市員弁町畑新田700番地1 シ ティリバータウンⅢ 再生債務者 梶本恵美子
1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部	令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第7号	鳥取県倉吉市南昭和町8番地フォープルアイ 303 再生債務者 谷本ゆかり
1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部	令和7年5月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部
令和6年(再イ)第68号	広島県東広島市西条町御園字7206番地7サ ニーパレス渡邊204号 再生債務者 三宅 浩司

1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年5月8日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年5月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第32号	香川県高松市香南町由佐170番地2 再生債務者 竹内 一馬	令和6年(再イ)第42号
1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年5月8日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年5月8日 神戸地方裁判所明石支部再生係
令和6年(再イ)第373号	東京都江東区森下5-11-9 再生債務者 清水 辰巳	令和6年(再イ)第193号
1 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年5月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年5月9日 札幌地方裁判所第4部
令和6年(再イ)第13号	新潟県燕市五千石4439番地21 再生債務者 玉澤 伸	令和5年(再イ)第240号
1 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月9日 新潟地方裁判所三条支部	令和7年5月9日 新潟地方裁判所三条支部	令和6年(再イ)第5号
令和7年(再イ)第1号	兵庫県たつの市揖保川町野田256番地5 再生債務者 奈須真里奈	令和6年(再イ)第5号
1 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月9日 神奈川県茅ヶ崎市松浪2丁目9番15-29号 再生債務者 中野 友輔	令和7年5月9日 神奈川県茅ヶ崎市松浪2丁目9番15-29号 再生債務者 中野 友輔	令和7年5月8日 福岡地方裁判所田川支部
令和6年(再イ)第68号	神戸地方裁判所龍野支部個人再生係	令和6年(再イ)第136号
1 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月9日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係	令和7年5月9日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係	令和7年5月8日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第129号
大阪府富田林市清水町3番7-607号
再生債務者 勝山せ津子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第74号

熊本県宇土市入地町185番地7

再生債務者 右田 由美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第86号

千葉県柏市大井934番地2 9-204号

再生債務者 萩田 真吾

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(再イ)第103号

千葉県野田市つみ野2丁目5番地の12

再生債務者 後藤 広樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(再イ)第451号
東京都国分寺市本町2-12-6 第7千代鶴ビル 912
再生債務者 塩口 達也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第245号

神奈川県高座郡寒川町一之宮2丁目9番1号

再生債務者 重本 高宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再口)第5号

熊本市西区花園6丁目43番1号

再生債務者 高木 健二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第187号

札幌市南区真駒内南町3丁目1番15-701号

再生債務者 竹本 和貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第128号

東京都八王子市小宮町951番地8
再生債務者 坂田 大育

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第137号

東京都町田市本町1544番地28

再生債務者 児玉 裕一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第67号

静岡県伊東市十足620番地の93

再生債務者 土屋きよみ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(再イ)第103号

北九州市小倉南区高野1丁目2番10-102号

再生債務者 藤川 和美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第17号

山形県酒田市緑ヶ丘2丁目8番地の25

再生債務者 長谷川健太

1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第1号

山形県酒田市光ヶ丘4丁目21番15号 光ヶ丘マンション23号

再生債務者 酒井 優

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日 山形地方裁判所酒田支部

令和6年(再イ)第195号

千葉県船橋市習志野5丁目3番8-305号

再生債務者 早坂 博文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第487号

東京都東村山市美住町1-6-70

再生債務者 阿部 慎也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第27号

香川県高松市新田町甲2679番地15

再生債務者 小野 直丈

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第7号 北九州市小倉南区蒲生3丁目3番36号 再生債務者 久保 香奈 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年（再イ）第55号 佐賀県鳥栖市本鳥栖町569番地1 エアリー ハウス204 再生債務者 権藤 清 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年（再イ）第490号 東京都渋谷区西原3-17-12-103 再生債務者 白鳥 巧史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第46号 神奈川県秦野市曾屋734番地の6 再生債務者 石井 辰弥 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第5号 神奈川県平塚市東中原2丁目24番26-206号 VILLA湘南 再生債務者 工藤 大宙
--	--	--	---	--

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年（再イ）第336号 愛知県北名古屋市西之保青野東108番地 再生債務者 小山 真世 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第12号 大阪市淀川区十三東1丁目10番22-503号 再生債務者 太田 翔子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（再イ）第60号 静岡県伊東市八幡野1216番地の47 再生債務者 内藤 佳久 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第346号 愛知県北名古屋市九之坪松馬場12番地 再生債務者 伊藤 偵介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第47号 大阪府豊中市寺内2丁目2番13-502号 再生債務者 黒木 佑亮 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（再イ）第24号 函館市西桔梗町835番地59 再生債務者 吉田 辰也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 函館地方裁判所	令和6年（再イ）第356号 名古屋市港区高木町2丁目31番地 ベルラ フィネ101号 再生債務者 竹田 直紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第115号 兵庫県高砂市米田町米田989番地の1 ネオ ハイツ高砂302号 再生債務者 桑口 和久 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第2号 栃木県那須塩原市下厚崎89番地24 チェルシー D-202号 再生債務者 金原 優花 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年（再イ）第358号 名古屋市瑞穂区土市町1丁目7番地の1 口 ワヴェール瑞穂3B号 再生債務者 大橋 洋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第2号 兵庫県西脇市野村町511番地の5 再生債務者 辻野 要 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年（再イ）第83号 川崎市多摩区中野島4丁目17番7-212号 セザール登戸 再生債務者 宮崎 宏幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第5号 名古屋市瑞穂区土市町1丁目7番地の1 口 ワヴェール瑞穂3B号 再生債務者 大橋 洋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第2号 兵庫県西脇市野村町511番地の5 再生債務者 辻野 要 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日 神戸地方裁判所社支部

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法(昭和24年法律第47号)第11条第1項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和7年5月22日 長崎県教育委員会

1 氏名 上原 俊寿、本籍地 鹿児島県
高等学校教諭一種免許状(公民) 免許状の番号 令6高一種第5号
授与年月日 令和6年9月1日

授与権者 長崎県教育委員会
免許状の番号 令6高助第19号
授与年月日 令和6年4月1日

授与権者 長崎県教育委員会

(3) 高等学校助教諭免許状(公民)
免許状の番号 令6高助第20号
授与年月日 令和6年4月1日

授与権者 長崎県教育委員会
免許状の番号 令6高助第20号
授与年月日 令和6年4月1日

2 取上げ処分年月日 令和7年5月1日
3 取上げの事由 教育職員免許法第11条第1項(同法施行規則第44条の2第8号イ)該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から90歳、男性、身長156センチメートル、体格普通、青色ジヤンパー、黒色半袖Tシャツ、灰色ジーンズ、黒色ジヤービズボン

上記の者は、令和6年8月11日午後5時45分頃、埼玉県和光市新倉7丁目16番新河岸川南側河川敷内で死亡しているのを発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は火葬を執行した葬祭業者にて保管しております。心当たりの方は当市福祉部生活支援課まで申し出ください。

令和7年5月22日

埼玉県 和光市長 柴崎 光子

当社への他の公知

解散公知

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かん除斥します。

令和7年5月22日 札幌市中央区北七条西二十七丁目三番一七号

北海道アスパラガス株式会社
代表清算人 鈴木 基

解散公知

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 札幌市白石区米里三条二丁目五番三五号

株式会社京成
代表清算人 池田 智博

解散公知

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 札幌市西区八軒二条西二丁目六番一一号

ハイムロイド二〇三号 有限会社櫻
清算人 竹内 純子

解散公知

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 札幌市西区八軒二条西二丁目六番一一号

ハイムロイド二〇三号 有限会社櫻
清算人 竹内 純子

解散公知

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 岩手県陸前高田市竹駒町字相川一五番地一

特定非営利活動法人教育サポートアソシエイ
たかみ 清算人 坂井ふき子

解散公知

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 茨城県つくば市天久保二丁目六番地四ハイツ平砂二〇四号 N.P.O.法人みらいの会

清算人 塚本 一也

解散公知

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 千葉県我孫子市つくし野七丁目二三番六号

有限会社冠夢堂システムズ
清算人 山田 一彦

解散公知

当社は、令和7年4月8日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 埼玉県北足立郡伊奈町学園二丁目一二九番地

有限会社半沢工務店
清算人 半沢 真

解散公知

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 東京都世田谷区喜多見五丁目一九番一号

株式会社雄心
代表清算人 坂本有佳理

解散公知

当社は、令和7年4月8日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 千葉県八千代市八千代台南二丁目七番四貝

株式会社王景コープレーシヨン
代表清算人 王 景

解散公知

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 東京都墨田区自由が丘二丁目二二番三号

有限会社エヌワイエム
清算人 野澤 裕

解散公知

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日 千葉県成田市並木町一四二番地三三

有限会社トムソーヤ
清算人 松本 育

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出なら除斥します。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

佐賀県小城市三日月町長神田一二一一番地一
三 有限公司小城小型運送

清算人 荒谷 一茂

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

長崎県対馬市厳原町宮谷一五〇番地二
鈴商株式会社

代表清算人 鈴木 順三

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

長崎県大村市諭訪一丁目七四六番地二
有限公司アグリ

清算人 坂本 輝代

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

長崎市白木町一一番八号

有限公司社長崎速記センター

清算人 石川 裕子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

大分県中津市大字万田二五六番地
特定非営利活動法人中津みどり会

清算人 安部 久春

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

沖縄県沖縄市泡瀬二丁目二五番七号
有限公司久米工業

清算人 久米 節子

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一
新潟県上越市藤巻9番18号

ShinEtsu 信越総合建設株式会社

代表取締役 関口 幸治

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

沖縄県那覇市首里桃原町二丁目四七番地
合同会社プライムゾーン

清算人 松茂良義武

解散公告(第一回)

当組合は、令和7年4月25日開催の臨時総会の決議により同年4月26日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品
工業株式会社内 大和薬品工業労働組合

清算人 花岡明日香

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

当組合は、令和7年3月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品
工業株式会社内 大和薬品工業労働組合

清算人 花岡明日香

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健

福祉促進の会 清算人 相良 秋徳

解散公告(第二回)

当組合は、令和7年3月三十一日茨城県立市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目五番三号
医療法人社団小川医院 清算人 小川 秀海

解散公告

当組合は、令和7年3月三十一日茨城県立市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目五番三号
医療法人社団小川医院 清算人 小川 秀海

解散公告

当土地改良区は、令和7年4月22日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年5月20日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

解散公告(第三回)

当法人は、令和7年3月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

佐賀県鳥栖市大字牛原一〇五五番地の八
宗教法人壽延教会 佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三
篠原第二ビル二階 九州鳥栖・芯銳法律事務所 清算人 尾関 大雅

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

佐賀県鳥栖市大字牛原一〇五五番地の八
宗教法人壽延教会 佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三
篠原第二ビル二階 九州鳥栖・芯銳法律事務所 清算人 尾関 大雅

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

解散公告(第四回)

当組合は、令和7年3月三十一日茨城県立市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

佐賀県鳥栖市大字牛原一〇五五番地の八
宗教法人壽延教会 佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三
篠原第二ビル二階 九州鳥栖・芯銳法律事務所 清算人 尾関 大雅

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月22日

令和7年5月22日

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月8日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市篠瀬町一〇八六番地、最後の住所栃木県宇都宮市東塙田一丁目一〇番
一号 被相続人 亡 佐藤 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

栃木県宇都宮市下戸祭一丁目二番四号赤羽

ハイツ一階 八幡山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 服部 有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市栄町三四番地、最後の住所群馬県高崎市中居町四丁目九番地一六

被相続人 亡 峰村 光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一五号内田 武法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三橋恵一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字西方二九四八番地二、最後の住所埼玉県さいたま市南区関一丁目一

一番二号ブランドール中浦和三〇六

被相続人 亡 小島 香里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町四一二
六一一二〇二〇Cコスター・タワー浦和A棟
弁護士法人松本合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大西真里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字間宮五九四番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字間宮五七五番地五

被相続人 亡 原田 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

宮五七五番地五

被相続人 亡 原田 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍群馬県高崎市栄町三四番地、最後の住所群馬県高崎市中居町四丁目九番地一六

被相続人 亡 峰村 光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

令和七年五月二十二日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一
五号落合ビル三階 弁護士法人福澤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福澤 武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 富田 勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍埼玉県川口市鳩ヶ谷本町一ー三ー一五鳩ヶ谷本町商店街振興組合会館一階大熊三奈子

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大熊三奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る

風早町五八四番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目六番一ー三〇〇四号

被相続人 亡 伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る

風早町五八四番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目六番一ー三〇〇四号

被相続人 亡 伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る

風早町五八四番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目六番一ー三〇〇四号

被相続人 亡 伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都千代田区内幸町一丁目二番一
号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 百瀬 進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都八王子市七国五丁目三〇番、最後の住所東京都八王子市川口町一六七四番地四

被相続人 亡 百瀬 進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 百瀬 進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都港区西新橋二丁目一八番一号

弁護士ビル二号館四〇五号室 西野・中山

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山 素子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 素子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 鈴木 一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 鈴木 一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

令和七年五月二十二日

神奈川県相模原市南区相模大野五丁目一七番三号 司法書士田中等事務所

相続財産清算人 司法書士 田中 等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍新潟県佐渡市平清水六六九番地一、最後の住所新潟県佐渡市浜田一四〇番地一 歌代の里

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍新潟県相模原市南区南台一丁目四五八一番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四

陽光台四丁目二六番一号

被相続人 亡 本間 ツ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町南保三七六八番地、最後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

富山県下新川郡入善町柄山八九番地一四

相続財産清算人 板倉 雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市牛渕六九一番地、最後の住所静岡県菊川市牛渕六九一番地

被相続人 亡 内田 金敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市牛渕六九一番地、最後の住所静岡県菊川市牛渕六九一番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

静岡県掛川市南一丁目六番地一五 キヨミ

ズキヤンバス一D号室 北川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北川 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地、最後の住所愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地

被相続人 亡 田中 寿彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地、最後の住所愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛知県豊田市神田町一丁目一番地一西山地

産ビル二階とのも法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土面 尋志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市曲尺手町一二八番地、最後の住所大阪府高石市東羽衣七丁目二番一〇号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号JMFビル北浜01 九階

相続財産清算人 弁護士 宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市倭文士井七四番地、最後の住所兵庫県洲本市宇原三二七一番地二

被相続人 亡 寺谷佳江子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

奈良市西大寺南町八番三三号 奈良商工会議所会館一階弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

和歌山市六番丁二四番地ニツセイ和歌山ビル九階 松原・沖本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 沖本 易子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町神水一〇九四番地、最後の住所島根県出雲市斐川町神水一〇九四番地

被相続人 亡 楠野 道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県小松島市中郷町字県前一四四番地、最後の住所島根県小松島市中郷町字県前一四四番地

被相続人 亡 森内 要

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県小松島市中郷町字県前一四四番地、最後の住所島根県小松島市中郷町字県前一四四番地

被相続人 亡 森内 要

相続債権者受遺者への請求申出の催告

徳島市南前川町四丁目三番地ビル・フワニックス城ノ内一〇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

和歌山市青葉区荒字青葉6-1-40株式会社レボルカ

代表取締役 濱松 典郎

第4期決算公告

令和7年5月22日
宮城県仙台市青葉区荒字青葉6-1-40
株式会社レボルカ
代表取締役 濱松 典郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	44,699
資の 産部	固定資産	28,191
合	合	72,891
負純資産部	流動負純資産	19,834
負純資産部	固定負純資産	20,000
合	合	33,056
資の 産部	流動資産	100,000
資の 産部	固定資産	630,018
合	合	365,009
負純資産部	流動負純資産	265,009
負純資産部	固定負純資産	△696,961
合	合	△696,961
資の 産部	流動資産	(うち当期純利益)
資の 産部	固定資産	△696,961
合	合	(うち当期純利益)
合	合	(うち当期純利益)

第45期決算公告 令和7年5月22日
千葉県成田市東和田618番1
株式会社エービン
代表取締役会長 藤倉 鉄男
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,801,183
資の 産部	固定資産	1,808,032
合	合	3,609,215
負純 資産 部	流動負純資產	789,732
負純 資産 部	固定負純資產	358,178
合	合	1,147,910
負純 資産 部	流動負純資產	2,461,305
負純 資産 部	固定負純資產	100,000
合	合	2,561,305
負純 資産 部	流動負純資產	2,221,305
負純 資産 部	固定負純資產	61,972
合	合	2,283,277
負純 資産 部	流動負純資產	2,159,333
負純 資産 部	固定負純資產	(73,628)
合	合	2,085,705
負債・純資産合計	負債・純資産合計	3,609,215

第6期決算公告 令和7年5月22日
栃木県栃木市今泉町二丁目13番26号
株式会社ビーエス
代表取締役 清水 澄男
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	88,306
資の 産部	固定資産	79,829
合	合	168,135
負純 資産 部	流動負純資產	57,944
負純 資産 部	固定負純資產	66,443
合	合	124,387
負純 資産 部	流動負純資產	43,748
負純 資産 部	固定負純資產	5,000
合	合	48,748
負純 資産 部	流動負純資產	38,648
負純 資産 部	固定負純資產	100
合	合	38,648
負純 資産 部	流動負純資產	38,648
負純 資産 部	固定負純資產	(26,264)
合	合	12,384
負債・純資産合計	負債・純資産合計	168,135

令和7年5月22日木曜日	64	令7不保332	LEVECH Yファンド11 号合同会社	関整特事第 268号	代表社員 一般社団法 人LEVE CHY11号 職務執行者 福田武司	東京都千代田区紀尾井 町3-8	1000万円	令7不保351	株式会社デュ アルタッパア セットマネジ メント	東京都知事 (1)111654	代表取締役 臼井貴弘	東京都中央区日本橋久 松町4-7	1000万円
	令7不保333	LEVECH Yファンド12 号合同会社	関整特事第 269号	代表社員 一般社団法 人LEVE CHY12号 職務執行者 福田武司	東京都千代田区紀尾井 町3-8	1000万円	令7不保352	合同会社アト リ	神奈川県知事 (2)30676	代表社員 朝部芳史	神奈川県相模原市南区 東林間7-13-53	1000万円	
	令7不保334	有限会社ヤギ コーポレーション	宮城県知事 (5)4756	代表取締役 八木正美	宮城県塩竈市新浜町 1-6-11	1000万円	令7不保353	株式会社ビオ トラスト	岐阜県知事 (1)5292	代表取締役 森井範子	岐阜県岐阜市熊野町20	1000万円	
	令7不保335	株式会社木林 森	山形県知事 (2)2508	代表取締役 工藤慶味	山形県西置賜郡白鷹町 大字荒砥557-5	1000万円	令7不保354	フェイスクリ エーション	静岡県知事 (2)13769	伊藤和夫	静岡県浜松市中央区恒 武町161-1	1000万円	
	令7不保336	株式会社I・ Grand・ Home	埼玉県知事 (3)22103	代表取締役 山田智生	埼玉県越谷市大沢3- 23-6	1000万円	令7不保355	パートナーズ・コンサル ティング株式 会社	愛知県知事 (2)22895	代表取締役 妻鳥美保	愛知県名古屋市中区栄 5-26-39	1000万円	
	令7不保337	株式会社エク レア	埼玉県知事 (2)23768	代表取締役 用水千佳	埼玉県さいたま市南区 別所6-13-5	1000万円	令7不保356	MUマネジメ ント株式会社	愛知県知事 (2)24179	代表取締役 有馬正純	愛知県名古屋市東区葵 2-12-8	1000万円	
	令7不保338	株式会社関東 広興	千葉県知事 (2)16808	代表取締役 澤田雅彦	千葉県習志野市実糸 2-12-45	1000万円	令7不保357	エステイトビ シュウ株式会 社	愛知県知事 (1)24392	代表取締役 保坂昌宏	愛知県春日井市小野町 1-128	1000万円	
	令7不保339	株式会社エス プリ	東京都知事 (4)84944	代表取締役 野澤幸男	東京都武蔵野市吉祥寺 南町2-8-6	1000万円	令7不保358	明日香不動産	大阪府知事 (6)46268	玉井恵美子	大阪府大阪市此花区高 見1-4-52	1000万円	
	令7不保340	イディア・イ ンターナショ ナル株式会社	東京都知事 (3)91705	代表取締役 増戸秀一	東京都渋谷区代官山町 8-11	1000万円	令7不保359	未広ハウジン グ	大阪府知事 (7)43332	未永康啓	大阪府寝屋川市高宮栄 町25-23	1000万円	
	令7不保341	株式会社友彩 不動産相談事 務所	東京都知事 (3)96861	代表取締役 廣田隆之	東京都世田谷区代田 3-31-5	1000万円	令7不保360	株式会社リーベ ントコーポ レーション	大阪府知事 (3)55310	代表取締役 伊藤照正	大阪府大阪市中央区本 町橋6-19	1000万円	
	令7不保342	BIGSTA FF株式会社	東京都知事 (2)99714	代表取締役 立本佳人	東京都大田区東雪谷 4-13-10	1000万円	令7不保361	株式会社オリ エントホール ディングス	大阪府知事 (2)60961	代表取締役 佐藤和子	大阪府堺市堺区南旅籠 町東1丁1-32	1000万円	
	令7不保343	コーヨーホー ルディングス 株式会社	東京都知事 (2)101280	代表取締役 郷宗廣	東京都渋谷区宇田川町 1-12	1000万円	令7不保362	a t	大阪府知事 (1)61669	林光一	大阪府大阪市阿倍野区 美章園2-27-12	1000万円	
	令7不保344	株式会社ソル ディア	東京都知事 (2)102949	代表取締役 田口貴志	東京都豊島区上池袋 1-11-8	1000万円	令7不保363	株式会社マッ クストレード	大阪府知事 (1)62199	代表取締役 山口具広	大阪府大阪市北区長柄 中1-5-7	1000万円	
	令7不保345	株式会社ハウ スクリエイト	東京都知事 (2)104318	代表取締役 高橋政則	東京都中央区日本橋富 沢町2-18	1000万円	令7不保364	FRONTL INE株式会 社	大阪府知事 (1)64456	代表取締役 田中信次	大阪府大阪市中央区平 野町2-2-7	1000万円	
	令7不保346	株式会社アセ ットセレクト	東京都知事 (1)105344	代表取締役 清水時生	東京都港区西麻布2- 7-2	1000万円	令7不保365	J O I N株式 会社	奈良県知事 (3)4108	代表取締役 伊藤良彦	奈良県橿原市上品寺町 81-3	1000万円	
	令7不保347	株式会社N S Jコーポレー ション	東京都知事 (1)107549	代表取締役 森岡翔	東京都港区赤坂2- 16-6	1000万円	令7不保366	有限会社鈴屋 商事	広島県知事 (8)7598	代表取締役 細川博幸	広島県広島市東区温品 3-35-9	1000万円	
	令7不保348	合同会社わた し	東京都知事 (1)110928	代表社員 杉浦俊介	東京都足立区小台2- 17-11	1000万円	令7不保367	株式会社シ ー・ケイシ ステム	広島県知事 (1)11490	代表取締役 小田原浩三	広島県広島市中区東白 島町3-13	1000万円	
	令7不保349	株式会社大地	東京都知事 (1)111016	代表取締役 白崎佐知	東京都板橋区富士見町 6-17	1000万円	令7不保368	ホームテック 株式会社	福岡県知事 (3)16691	代表取締役 小笠原良安	福岡県福岡市東区二又 瀬新町14-20	1000万円	
	令7不保350	株式会社Tr ust Est ate	東京都知事 (1)111140	代表取締役 庄司芳則	東京都中野区東中野 1-59-9	1000万円	令7不保369	株式会社AZ 建築コンサル タント	福岡県知事 (3)17363	代表取締役 吹原一雄	福岡県福岡市東区馬出 4-5-22	1000万円	
	令7不保370	株式会社キャ ニオン					令7不保370	株式会社キャ ニオン	佐賀県知事 (1)2566	代表取締役 三瀬智徳	佐賀県小城市三日月町 道辺1432-3	1000万円	
	令7不保371	株式会社柴田 産業					令7不保371	株式会社柴田 産業	大分県知事 (2)3210	代表取締役 成迫教史	大分県大分市大字荏隈 754-54	1000万円	

第19期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目30番10号
株式会社エイシンプランナーズ
代表取締役 真田 大介

貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	8,675
流動 資産	610
合 計	9,285
負純 資産 及の び部	
流動 負債	3,093
固定 資本	2,341
株主 資本	3,851
資本 余金	1,000
利益 余金	2,851
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	2,851 (3,548)
合 計	9,285

第4期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区赤坂九丁目7番2号
株式会社アムリンク
代表取締役社長 平田 晋三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	499,488
流動 資産	32,235
合 計	531,723
負純 資産 及の び部	
流動 負債	143,330
固定 資本	47
株主 資本	388,345
資本 余金	50,000
資本 準備金	50,000
利益 余金	50,000
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	288,345 (288,345)
合 計	531,723
負債・純資産合計	

第8期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Age of Learning Japan
Services株式会社
代表取締役 シャノン・カステラーニ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	△193,549,288
流動 資産	
合 計	△193,549,288
負純 資産 及の び部	
流動 負債	△4,549,342
固定 資本	△188,999,946
株主 資本	10,000
資本 余金	△189,009,946
資本 準備金	△189,009,946
利益 余金	(3,595,486)
その他 利益 余金 (うち当期純損失)	(3,595,486)
合 計	△193,549,288
負債・純資産合計	

第15期決算公告 令和7年5月22日
東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11
エナジー・ソリューションズ株式会社
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,421,650
流動 資産	421,094
合 計	1,842,745
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,253,936
固定 負債	3,255
株主 資本	117,335
資本 余金	471,474
資本 準備金	100,000
利益 余金	53,800
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	48,900 317,674 317,674 (53,320)
合 計	1,842,745
負債・純資産合計	

第36期決算公告 令和7年5月22日
東京都豊島区南大塚三丁目43番1号
シェアードシステム株式会社
代表取締役社長 青木 誠治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	458,172
流動 資産	65,688
合 計	523,860
負純 資産 及の び部	
流動 負債	86,557
固定 負債	4,475
株主 資本	432,828
資本 余金	10,000
資本 準備金	422,828
利益 余金	2,500
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	420,328 (59,161)
合 計	523,860
負債・純資産合計	

第41期決算公告 令和7年5月22日
東京都板橋区大山東町25番13号
株式会社ビッグ・エー
代表取締役 打海 直也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	14,073
流動 資産	10,884
合 計	24,957
負純 資産 及の び部	
流動 負債	14,731
固定 負資本	3,506
株主 資本	6,720
資本 余金	100
資本 準備金	3,447
利益 余金	3,173
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	50 3,123 (1,751)
合 計	24,957
負債・純資産合計	

第7期決算公告 令和7年5月22日
東京都中央区築地四丁目4番12号
株式会社スキャンデックス
代表取締役社長 横関 直樹
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	228
流動 資産	16
合 計	244
負純 資産 及の び部	
流動 負債	58
固定 負債	2
株主 資本	184
資本 余金	10
その他 資本 余金	61
利益 余金	61
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	113 113 (43)
合 計	244

第11期決算公告 令和7年5月22日
東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
ロジェ・ヴィヴィエ・ジャパン株式会社
代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,515,708
流動 資産	140,572
合 計	2,656,280
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,403,783
固定 負債	107,062
株主 資本	1,145,435
資本 余金	10,000
資本 準備金	467,713
利益 余金	467,713
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	667,722 (187,735)
合 計	2,656,280
負債・純資産合計	

第25期決算公告 令和7年5月22日
東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
トップ・ジャパン株式会社
代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	7,559,924
流動 資産	403,211
合 計	7,963,135
負純 資産 及の び部	
流動 負債	4,288,291
固定 負資本	550,817
株主 資本	3,124,027
資本 余金	100,000
資本 準備金	2,260,481
利益 余金	2,260,481
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	763,546 (577,442)
合 計	7,963,135
負債・純資産合計	

決算公告
令和7年5月22日
東京都東村山市久米川町五丁目33番地24
山崎教育システム株式会社
代表取締役 山崎 正
貸借対照表の要旨
(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	1,785,019
流動 資産	544,069
合 計	2,329,089
負純 資産 及の び部	
流動 負債	243,820
固定 負債	79,770
株主 資本	2,005,498
資本 余金	10,000
利益 余金	1,995,498
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	2,500 1,992,998 (62,166)
合 計	2,329,089

第5期決算公告 令和7年5月22日
東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージメディア
代表取締役 与倉 政彦
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	1,408,345
流動 資産	15,120
合 計	1,423,466
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,162,713
固定 負資本	260,752
株主 資本	80,000
資本 余金	180,752
利益 余金	180,752
その他 利益 余金 (うち当期純利益)	(33,598)
合 計	1,423,466
負債・純資産合計	

第3期決算公告 令和7年5月22日
東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社ストリートホールディングス
代表取締役 海本 桂多
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	371,344
流動 資産	15,638,106
合 計	16,009,451
負純 資産 及の び部	
流動 負債	448,767
固定 負資本	12,023,235
株主 資本	3,537,448
資本 余金	100,000
資本 準備金	3,812,600
利益 余金	3,812,600
その他 利益 余金 (うち当期純損失)	△375,151 (243,393)
合 計	16,009,451
負債・純資産合計	

第2期決算公告

令和7年5月22日
東京都新宿区西新宿六丁目11番3号
Dタワー西新宿
Trek Labs Japan株式会社
代表取締役 ケン・サン

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	198,582
流動資産	198,582
固定資産	300
合 計	198,882
負純資産及の び部	198,882
流動負債	179,991
固定負債	42,240
株主資本	△23,349
資本剰余金	25,000
資本準備金	△48,349
利益剰余金	△48,349
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△48,349 (12,552)
合 計	198,882

第6期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区南麻布四丁目5番48号
リバイバルキャピタル株式会社
代表取締役 越智 貴也

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	929,350
流動資産	929,350
固定資産	7
合 計	929,357
負純資産及の び部	929,357
流動負債	603,512
固定負債	120,000
株主資本	205,844
資本剰余金	100,000
資本準備金	100,000
利益剰余金	5,844
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,844 (3,695)
合 計	929,357

第10期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社日本百貨店
代表取締役 浮ヶ谷 祥

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	249,112
流動資産	57,311
固定資産	265,823
合 計	306,423
負純資産及の び部	5,611
(退職給付引当金)	(4,733)
株主資本	34,988
資本剰余金	91,500
資本準備金	91,500
利益剰余金	△148,011
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△148,011 (7,661)
合 計	306,423

第56期決算公告

令和7年3月31日
神奈川県藤沢市遠藤2023番地15
テノラ・ペルメレック株式会社
代表取締役 大倉 誠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	17,153
流動資産	8,734
固定資産	25,888
合 計	25,888
負純資産及の び部	25,888
流動負債	10,749
固定負債	860
株主資本	14,281
資本剰余金	90
利益剰余金	18,195
利益準備金	23
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	18,173 (3,070)
自己株式	△4,004
評価・換算差額等	△3
合 計	25,888

第5期決算公告

令和7年5月22日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階
LOGOS Japan株式会社
代表取締役 スチュアート・ギブソン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,318
流動資産	1,284
固定資産	3,603
合 計	3,603
負純資産及の び部	3,603
流動負債	129,383
固定負債	△125,779
株主資本	68,562
資本剰余金	67,562
資本準備金	67,562
利益剰余金	△261,904
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△261,904 (67,793)
合 計	3,603

第25期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区日本橋小舟町4番1号
伊場仙ビル7F
アドトラン・ネットワークス株式会社
代表取締役 ステファン・エップナー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	121,858
流動資産	5,117
固定資産	126,976
合 計	126,976
負純資産及の び部	25,625
流動負債	784
有給休暇引当金	101,350
株主資本	30,000
資本剰余金	71,350
資本準備金	71,350
利益剰余金	(2,497)
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	126,976
合 計	126,976

第75期決算公告

令和7年5月21日
愛知県稻沢市奥田酒伊町1番地
株式会社サカイナゴヤ
代表取締役 角野 和夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,320,274
流動資産	1,710,309
固定資産	3,030,583
合 計	3,030,583
負純資産及の び部	3,030,583
流動負債	900,898
固定負債	50,344
株主資本	2,054,084
資本剰余金	50,000
利益剰余金	220,000
利益準備金	1,784,084
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	67,500 1,716,584 (96,909)
合 計	3,030,583

第3期決算公告

令和7年5月19日
石川県加賀市大聖寺八間道65番地
かが交流プラザさくら2階
株式会社加賀ふるさとでんき
代表取締役 奥 真司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	63,126
流動資産	116
固定資産	270
合 計	63,512
負純資産及の び部	63,512
流動負債	58,023
固定負債	—
株主資本	5,489
資本剰余金	5,000
資本準備金	489
利益剰余金	489
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(115)
合 計	63,512

決算公告

令和7年5月22日
神奈川県横浜市中区南仲通4-40-403室
フォモ・ジャパン株式会社
代表取締役 福田 明宏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	129,855,767
流動資産	1,064,588
固定資産	130,920,355
合 計	130,920,355
負純資産及の び部	42,895,599
流動負債	88,024,756
株主資本	136,000,000
資本剰余金	80,000,000
資本準備金	80,000,000
利益剰余金	△127,975,244
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△127,975,244 (28,911,206)
合 計	130,920,355

第37期決算公告

令和7年5月22日
大阪市中央区農人橋一丁目1番22号
大江ビルサービス株式会社
代表取締役社長 田中 莊二

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	110,503
流動資産	909
固定資産	111,413
合 計	111,413
負純資産及の び部	111,413
流動負債	39,387
固定負債	72,025
株主資本	10,000
資本剰余金	62,025
利益剰余金	2,510
利益準備金	59,515
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(3,428)
合 計	111,413

第34期決算公告

令和7年5月22日
滋賀県犬上郡多賀町中川原字大久保
491-3

株式会社ベストーネ

代表取締役 田中 仁史

貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	3,448,804
流動資産	2,825,849
固定資産	6,274,653
合 計	6,274,653
負純資産及の び部	935,007
流動負債	120,457
固定負債	5,219,189
株主資本	50,000
資本剰余金	5,169,189
資本準備金	1,400
利益剰余金	5,167,789
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(547,769)
合 計	6,274,653

第55期決算公告

令和7年5月22日
滋賀県彦根市犬方町790番地
株式会社ナショナルメンテナンス
代表取締役 池田 浩也

貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	3,437
流動資産	1,016
固定資産	4,453
合 計	4,453
負純資産及の び部	1,270
流動負債	384
固定負債	2,798
株主資本	20
資本剰余金	2,778
資本準備金	5
利益剰余金	2,773
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(453)
合 計	4,453

第50期決算公告 令和7年5月22日
大阪府茨木市横江2丁目7番52号
株式会社アルティイフーズ
代表取締役社長 貴田 朗
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 2,506
	固定資産 2,023
	資産合計 4,530
負純 資産 及の び部	流动負債 8,717
	固定負債 1,963
	負債合計 10,680
株主資本	△ 6,150
資本益	100
利益剰余金	△ 6,250
その他利益剰余金	△ 6,250
(うち当期純利益)	(64)
純資産合計	△ 6,150
負債・純資産合計	4,530

第8期決算公告 令和7年3月31日
大阪府守口市本町2-5-18
守口CIDIビル4階
株式会社CIO
代表取締役 中橋 翔大
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 2,695
	固定資産 281
	合計 2,976
負純 資産 及の び部	流动負債 1,894
	固定負債 959
	合計 2,976
株主資本	△ 121
資本益	10
利益剰余金	111
その他利益剰余金	111
(うち当期純損失)	(133)
合計	2,976

第32期決算公告 令和7年5月21日
大阪府摂津市東別府4-9-9
株式会社ダイキンサンライズ摂津
代表取締役 濵谷 栄作
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,257,569
	固定資産 1,135,852
	合計 2,393,420
負純 資産 及の び部	流动負債 295,189
	固定負債 336,735
	合計 2,393,420
株主資本	△ 1,761,497
資本益	249,555
利益剰余金	1,511,942
その他利益剰余金	1,511,942
(うち当期純利益)	(868,267)
合計	2,393,420

第15期決算公告 令和7年4月19日
東京都日野市日野本町7-12-1
市民陸上競技場内
一般社団法人日野市体育協会
代表理事 中澤 洋
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 12,042
	固定資産 一
	合計 12,042
負純 資産 及の び部	流动负债 70
	固定负债 一
	負債合計 70
基 金	一
一般正味財産	11,972
正味財産合計	11,972
合計	12,042

第43期決算公告 令和7年5月22日
大分市西大道二丁目3番8号
株式会社フォレストサービス
代表取締役 内田 耕治
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,162,659
	固定資産 215,875
	合計 1,378,534
負純 資産 及の び部	流动负债 91,359
	固定负债 1,733
	合計 1,378,534
株主資本	△ 1,285,441
資本益	99,000
利益剰余金	10,000
利益準備金	1,176,441
その他利益剰余金	24,750
(うち当期純利益)	1,151,691
合計	(20,439)

第2期決算公告 令和7年5月22日
福岡市中央区大名二丁目6番50号
株式会社グランドビジョン
代表取締役 中尾賢一郎
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 122,161
	固定資産 133,757
	合計 255,919
負純 資産 及の び部	流动负债 293,905
	固定负债 △37,986
	合計 255,919
株主資本	△ 100
資本益	△38,086
利益剰余金	△38,086
その他利益剰余金	(32,734)
合計	255,919

第4期決算公告 令和7年3月31日
東京都港区赤坂9丁目7番1号
ミッドタウンタワー18階
Miraki株式会社
代表取締役 佐藤 恒平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 436,320
	固定資産 1,612
	合計 437,932
負純 資産 及の び部	流动负债 191,764
	固定负债 246,167
	合計 437,932
株主資本	90,000
資本益	500,000
利益剰余金	500,000
利益準備金	△343,833
その他利益剰余金	△343,833
(うち当期純損失)	(249,876)
合計	437,932

第3期決算公告 令和7年4月25日
東京都港区赤坂9丁目7番1号
ミッドタウンタワー18階
Gainsight株式会社
代表取締役 細村 悠
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 319,875
	固定資産 1,908
	合計 321,783
負純 資産 及の び部	流动负债 142,079
	固定负债 739,604
	合計 321,783
株主資本	△ 559,901
資本益	250
利益剰余金	250
利益準備金	250
その他利益剰余金	△560,401
(うち当期純損失)	△560,401
合計	(20,615)

第28期決算公告 令和7年5月22日
広島市西区商工センター二丁目3番1号
公益財団法人泉美術館
理事長 山西 道子
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 4,147
	固定資産 55,984,174
	合計 55,988,321
負純 資産 及の び部	流动负债 4,294
	合計 4,294
株主資本	△ 55,842,437
資本益	141,589
利益剰余金	55,984,027
その他利益剰余金	55,984,027
合計	55,988,321

第7期決算公告 令和7年5月22日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
シジョンジャパン株式会社
代表取締役 プラシャント・レディ・ゴンディパリ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 32,021,210
	固定資産 120,070
	合計 32,141,280
負純 資産 及の び部	流动负债 6,211,829
	固定负债 25,929,451
	合計 32,141,280
株主資本	10,000,000
資本益	15,929,451
利益剰余金	15,929,451
その他利益剰余金	(21,992,949)
(うち当期純利益)	(21,992,949)
合計	32,141,280

第8期決算公告 令和7年5月22日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
ハペ・ジャパン株式会社
代表取締役 周 審 盛
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 15,769,441
	合計 15,769,441
負純 資産 及の び部	流动负债 76,648
	固定负债 15,692,793
	合計 15,769,441
株主資本	9,000,000
資本益	6,692,793
利益剰余金	6,692,793
その他利益剰余金	(15,782)
(うち当期純利益)	(15,782)
合計	15,769,441

第22期決算公告 令和7年5月22日
東京都中央区日本橋二丁目16番11号
日本橋セントラルスクエア
日本センスティック株式会社
代表取締役 アンキット・クリン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 432,768,566
	固定資産 14,996,000
	合計 447,764,566
負純 資産 及の び部	流动负债 88,072,144
	固定负债 7,338,749
	合計 88,072,144
株主資本	△ 7,338,749
資本益	352,353,673
利益剰余金	10,000,000
その他利益剰余金	342,353,673
利益準備金	2,500,000
その他利益剰余金	339,853,673
(うち当期純利益)	(22,206,308)
合計	447,764,566

第39期決算公告

2025年5月21日

東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号
日精プラスチック株式会社

代表取締役 白尾 利一

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	786,873	流動負債	573,248
固定資産	41,291	賞与引当金	6,008
		その他の	567,240
		固定負債	22,141
		退職給付引当金	8,166
		その他の	13,975
		株主資本	232,775
		資本剰余金	120,000
		利益剰余金	112,775
		利益準備金	4,328
		その他利益剰余金	108,446
		(うち当期純利益)	(12,920)
資産合計	828,164	負債・純資産合計	828,164

決算公告

令和7年5月22日

東京都港区芝公園二丁目6番3号

D S M株式会社

代表取締役 丸山 和則

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,023,893	流動負債	7,511,778
固定資産	728,419	(賞与引当金)	(119,887)
		(貸倒引当金)	(2,106)
		固定負債	24,504
		退職給付引当金	24,504
		株主資本	5,216,030
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	40,000
		その他利益剰余金	5,076,030
		利益剰余金	5,076,030
		(うち当期純利益)	(50,143)
資産合計	12,752,313	負債・純資産合計	12,752,313

決算公告

令和7年5月22日

東京都港区三田一丁目4番28号

株式会社ブレンボ・ジャパン

代表取締役 アレクサンダー グラマティコフ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	602,391,063	流動負債	244,192,893
固定資産	182,382,176	固定負債	27,195,807
		退職給付引当金	27,195,807
		株主資本	513,384,539
		資本剰余金	11,000,000
		その他資本剰余金	19,500,460
		利益剰余金	482,884,079
		利益準備金	2,750,000
		その他利益剰余金	480,134,079
		(うち当期純利益)	(62,317,393)
資産合計	784,773,239	負債・純資産合計	784,773,239

第22期決算公告

2025年5月22日

東京都豊島区北大塚一丁目12番15号

ウエルシアパートナーズ株式会社

代表取締役 西 陽一

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,473,957	流動負債	258,246
固定資産	475,067	固定負債	752,242
		(退職給付引当金)	(194,604)
		株主資本	938,547
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	947,245
		その他資本剰余金	827,171
		利益剰余金	120,073
		その他利益剰余金	△58,697
		利益剰余金	△58,697
		(うち当期純損失)	(15,415)
資産合計	1,949,036	負債・純資産合計	1,949,036

第62期決算公告

令和7年5月22日

大阪府茨木市宮島2丁目1番20号

中山運送株式会社

代表取締役社長 桑波田吉広

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	721,127	流動負債	797,490
固定資産	889,778	(うち賞与引当金)	(9,904)
		(うち役員賞与引当)	(9,000)
		固定負債	837,616
		(うち退職給付引当)	(26,496)
		株主資本	△ 24,200
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	△ 64,200
		その他利益剰余金	64,200
		(うち当期純利益)	(188,942)
資産合計	1,610,906	負債・純資産合計	1,610,906

第3期決算公告

令和7年5月22日

横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
クイーンズタワーC棟8階

株式会社メディプラス

代表取締役社長 松本 竜馬

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	528,848	流動負債	238,227
固定資産	1,126,945	固定負債	682,706
繰延資産	456	株主資本	735,317
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	789,720
		利益剰余金	△104,402
		その他利益剰余金	△104,402
		(うち当期純利益)	(121)
資産合計	1,656,251	負債・純資産合計	1,656,251

第49期決算公告

令和7年3月31日

静岡県富士市蓼原336番地

キヤリアエンジニアリング株式会社

代表取締役 政本 努

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	444	流動負債	86
固定資産	4	賞与引当金	35
繰延資産	225	固定負債	603
		退職給付引当金	603
		株主資本	△15
		資本剰余金	15
		資本準備金	62
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	60
		△92	
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△94
		(うち当期純損失)	(94)
資産合計	674	負債・純資産合計	674

第20期決算公告

令和7年5月22日 東京都世田谷区下馬六丁目29番3号

株式会社東光園K・S・Hホールディングス

代表取締役 田丸 敬三

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	24	流動負債	1
固定資産	208	負債	6
		資本	224
		資本剰余金	68
		資本準備金	65
		利益剰余金	65
		△91	
		△91	
		(うち当期純利益)	(3)
資産合計	232	負債・純資産合計	232

第18期決算公告

2025年5月22日 愛知県名古屋市中川区好本町二丁目2番地
H A W E ジャパン株式会社
代表取締役社長 安田 尚生
貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	700,522	流动負債	370,468
固定資産	25,245	(有給休暇引当金)	(2,677)
		固定負債	8,700
		(製品保証引当金)	(8,700)
		株主資本	346,599
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	165,200
		その他の資本剰余金	60,000
		利益剰余金	105,200
		その他の利益剰余金	121,399
		(うち当期純利益)	121,399
			(21,997)
資産合計	725,768	負債・純資産合計	725,768

第9期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Gallup Japan株式会社
代表取締役 ケネス・アンダーセン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	855,403,044 63,232,167
	資 产 合 计 918,635,211
負純 債 資 产 及 の び部	647,222,582 9,105,902 262,306,727 100,000 262,206,727 25,000 262,181,727 (110,148,642)
負債・純資産合計	918,635,211

第 67 期 決 算 公 告

令和 7 年 5 月 22 日 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
武田テバ薬品株式会社
代表取締役 豊原 善弘
貸借対照表の要旨

貢信対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額	科 目		金額
流動資産	固定資産	33,378 11,611	流動負債	負引の金	7,038 12 7,026
			賞与	当主の金	—
			そ 固 株 資 資	定資本の金 本資本の金 他資本の金 の利益の金	37,951 101 39,644 39,644 △1,794
			利	余剰金の金 の利益の金 の他利益の金 (うち当期純損失)	40 △1,834 (1,794)
資産合計		44,989	負債・純資産合計		44,989

第 3 期 从
令和 7 年 5 月 22 日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Collon Japan株式会社

Gallup Japan株式会社
代表取締役・アンダーセン

代表取締役 ケネス・アンダーセン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	855,403,044 63,232,167
	資 产 合 计 918,635,211
負純 債 資 产 及 の び部	647,222,582 9,105,902 262,306,727 100,000 262,206,727 25,000 262,181,727 (110,148,642)
負債・純資産合計	918,635,211

第 28 期 決 算 公

2日 川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士・フォイトハイドロ株式会社
代表取締役 山口雄一郎

貸借対照表の要旨（令和6年9月30日現在）（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	12,457,292	流 動 負 債	8,839,308
固 定 資 產	615,839	賞 与 引 当 金	244,142
		製 品 保 証 引 当 金	357,301
		受 注 工 事 損 失 引 当 金	42,270
		固 定 負 債	304,036
		製 品 保 証 引 当 金	304,036
		株 主 資 本	3,928,509
		資 本 金	1,000,000
		利 益 剩 余 金	2,928,509
		利 益 準 備 金	250,000
		そ の 他 利 益 剩 余 金	2,678,509
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,278
		繰 延 ヘ ッ ツ 損 益	1,278
資 產 合 計	13,073,131	負 債 ・ 純 資 產 合 計	13,073,131

第23期決算公告 令和7年5月22日
東京都文京区後楽二丁目3番28号
株式会社アイカム
代表取締役社長 松永(会長)現在
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金	額(千円)
資の 産部	流動資産	726,970	
	固定資産	129,509	
	資産合計	856,479	

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	726,970
	固定資産	129,509
	資産合計	856,479
負純 資 産 及 の び部	流動負債	306,161
	固定負債	23,377
	株主資本	519,232
	資本剰余	10,000
	利益剰余	509,232
	その他利益(うち当期純利益)	509,232
	評価・換算差額等	(77,058)
	その他有価証券評価差額金	7,709
	負債・純資産合計	7,709
	負債・純資産合計	856,479

第 16 期 決 算 公 告

2025年5月22日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 伊藤 秀樹

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:千円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,452,249	流动負債	52,945,491
固定資産	1,527,437	(賞与引当金)	(139,300)
		(役員賞与引当金)	(14,400)
		固定負債	39,604
		株主資本	1,994,591
		資本剰余金	400,000
		資本準備金	400,000
		利益剰余金	400,000
		その他利益剰余金	1,194,591
			1,194,591
資産合計	54,979,684	負債・純資産合計	54,979,684

第37期決算公告 令和7年5月22日
東京都千代田区神田神保町二丁目17番
丸善プラネット株式会社

代表取締役 安平 進
貸借対照表の要旨(令和7年1月21日現在)

賃借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	126,363
	固定資産	127
	資産合計	126,490
負純 債資 産及 の び部	流动負債	41,950
	株主資本	84,540
	資本剰余	20,000
	利益剰余	64,540
	その他の利益剰余	5,000
	(うち)当期純利益	59,540
		(8,582)
	負債・純資産合計	126,490

● **評価書提出** 前住民説明会開催のお知らせ

評価書案に対する環境保全の見地からのご意見等を踏まえ、追加の環境保全措置等の検討評価書案の補正を行いました。昨年十二月の住民説明会に続き、環境影響評価法の趣旨に基づき評価書届出前住民説明会(第二回)を任意で開催いたします。

また、補正後の評価書案については、弊社ホームページにて任意閲覧するとともに、環境保全の見地からのお意見を受け付けますので、お知らせいたします。

● **対象事業の名称** (仮称) かごしま郡山風力発電事業(旧)(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業

● **説明会を開催する日時及び場所**

(一) 令和七年六月六日(金)十八時~二十分間、薩摩川内市入来文化ホール別館

(二) 令和七年六月七日(土)十三時~十六時(最大延長十八時迄)鹿児島市郡山公民館 大会議室

● **環境影響書の提出**

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面にて住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和七年六月二十日(金)までに問い合わせ先へご郵送ください。

● **問い合わせ先**

問い合わせ先:かごしま郡山風力合同会社市武〒一一二一〇一〇JR鹿児島中央ビル五階電話〇九九六一〇二六一四一(担当)足立一力丸二反田

● **電子縦覧**

<https://project.venauenergy.co.jp/>

● **縦覧期間**

(一) 令和七年五月二十三日(金)~

第76期決算公告

令和7年5月22日
広島市南区東雲二丁目14番6号
塩田工業株式会社
代表取締役 松井 朋広

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	417,155
固 定 資 産	100,106
合 計	517,261
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	220,099
固 定 負 債	49,766
資 本	247,396
利 益	47,120
利 準	212,240
益 備	11,780
その 他 利 益	200,460
(うち 当 期 純 利 益)	(25,020)
自 己 株 式	△ 11,963
合 計	517,261

吸 収 分 割 公 告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。最終事業年度はありません。

(甲) 令和7年5月22日
広島市南区東雲二丁目14番6号
塩田工業株式会社
代表取締役 松井 朋広
(乙) 令和7年5月22日
広島市南区東雲二丁目14番6号
塩田工業株式会社
代表取締役 松井 朋広
浩社

第14期決算公告

令和7年5月22日
東京都千代田区神田神保町二丁目17番
丸善出版株式会社
代表取締役 池田 和博

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	2,885,239
固 定 資 産	122,827
合 計	3,008,066
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	795,941
固 定 負 債	300,637
資 本	1,911,488
利 益	50,000
利 準	1,150,000
益 備	1,150,000
その 他 利 益	711,488
(うち 当 期 純 利 益)	12,500
自 己 株 式	698,988
(うち 当 期 純 損 失)	(244,388)
合 計	3,008,066
負債・純資産合計	

第5期決算公告

2025年5月22日
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館5階

RWE Supply & Trading Japan株式会社
代表取締役 フランククレブツィヒ
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流 動 資 産	11,031,707	流 動 負 債	4,451,974
固 定 資 産	273,696	固 定 負 債	117,382
合 計	11,305,402	負債合計	4,569,356
資 産 合 計	11,305,402	負債・純資産合計	11,305,402

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
營 業 収 益	1,956,163
販売費及び一般管理	758,745
業 利 収 益	1,197,418
業 外 利 収 益	579,680
營 業 用 利 益	61,077
營 業 常 常 利 益	1,716,021
稅引前当期純利益	1,716,021
法人税、住民税及び事業税	368,865
法人税等調整額	33,530
当期純利益	1,313,625

第46期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
武田テバファーマ株式会社
代表取締役 豊原 善弘

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流 動 資 産	144,785	流 動 負 債	31,139
固 定 資 産	55,716	賞 与 引 当 金	439
		固 定 負 債	639
		株 主 資 本	168,723
		資 本	100
		資 本	167,079
		利 準	167,079
		利 余 金	1,544
		その 他 利 余 金	1,544
資 産 合 計	200,502	負債・純資産合計	200,502

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
上 売	36,886
上 原	27,240
上 總 利 益	9,646
利 用 費 及 び 一 般 管 理	7,388
業 外 利 収 益	2,257
業 外 利 用 益	33
業 常 利 益	347
利 損 失	1,944
稅引前当期純利益	22
法人税、住民税及び事業税	1,921
法人税等調整額	255
当期純利益	121
	1,544

第7期決算公告

令和7年5月22日
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447番地
株式会社TANAKAホールディングス
代表取締役 田中 亮圭

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	2,566
固 定 資 産	382,322
合 計	384,889
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	119
固 定 負 債	310,635
資 本	74,134
利 準	1,000
利 余 金	73,134
その 他 利 余 金	73,134
(うち 当 期 純 損 失)	(991)
合 計	384,889

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を九億千三百五十三万九千一百一円減少し〇円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月22日
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447番地
株式会社TANAKAホールディングス
代表取締役 田中 亮圭

第37期決算公告

令和7年3月31日
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー25階

株式会社ラザードフレール
代表取締役 秋山 健太

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,510,407
固 定 資 産	78,546
合 計	76,758
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	577,333
固 定 負 債	320,611
資 本	1,022,028
利 準	25,000
利 余 金	997,028
(うち 当 期 純 利 益)	(123,189)
合 計	1,919,972

第37期決算公告 令和7年5月22日
東京都千代田区神田松永町20番地
加賀テック株式会社
代表取締役社長 稲垣 勝紀
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	2,125,351
固 定 資 産	292,579
合 計	2,417,932
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	1,079,391
固 定 負 債	133,951
株 主 資 本	1,038,593
資 本 金	60,000
資 本 剰 余 金	33,725
利 益 剰 余 金	944,868
利 益 準 備 金	11,274
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	933,593
評価・換算差額等	(223,694)
合 計	165,995

第3期決算公告 令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 28特定目的会社
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
その他の資産	58,367	流動負債	43,402
流動資産	58,282	負債合計	43,402
繰延資産	84	社員資本	14,964
		特定資本金	5,000
		優先資本金	38,000
		剰余金	△28,035
		当期末処理損失	28,035
		純資産合計	14,964
資産合計	58,367	負債・純資産合計	58,367

損益計算書の要旨(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	10,291,492
営業費用	10,149,724
営業外収益	141,768
営業外費用	242
営業常益	28
税引前当期純利益	141,983
法人税、住民税及び事業税	180
当期純利益	141,803

第18期決算公告 令和7年5月22日
東京都中央区八丁堀三丁目27番10号
加賀アミューズメント株式会社
代表取締役社長 増澤 武敏
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	4,051,641
固 定 資 産	238,100
合 計	4,289,741
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	3,436,885
固 定 負 債	53,615
株 主 資 本	798,794
資 本 金	50,000
利 益 剰 余 金	748,794
利 益 準 備 金	12,500
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	736,294
評価・換算差額等	(238,833)
合 計	445

第3期決算公告 令和7年2月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 29特定目的会社
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
その他の資産	70,437	流動負債	2,354
流動資産	70,348	負債合計	2,354
繰延資産	89	社員資本	68,082
		特定資本金	5,000
		優先資本金	16,000
		剰余金	47,082
		当期末処分利益	47,082
資産合計	70,437	純資産合計	68,082
負債・純資産合計	70,437	負債・純資産合計	70,437

損益計算書の要旨(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	21,442,518
営業費用	21,204,158
営業外収益	238,359
営業外費用	231
営業常益	29
税引前当期純利益	238,561
法人税、住民税及び事業税	2,353
当期純利益	236,207

第28期決算公告 令和7年5月22日
東京都千代田区神田松永町20番地
株式会社エー・ディー・エイズ
代表取締役社長 德永 英生
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	4,748,280
固 定 資 産	555,980
合 計	5,304,260
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	2,957,244
固 定 負 債	325,355
株 主 資 本	1,937,394
資 本 金	301,200
利 益 剰 余 金	1,636,194
利 益 準 備 金	75,300
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,560,894
(86,188)	
評価・換算差額等	84,265
合 計	5,304,260

第3期決算公告 令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 31特定目的会社
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
特定資産	45,994,635	流動負債	90,137
固定資産	45,994,635	固定負債	30,600,000
その他の資産	10,943,428	負債合計	30,690,137
流動資産	10,657,166	社員資本	26,247,926
固定資産	245,512	特定資本金	5,000
繰延資産	40,749	優先資本金	26,300,000
		剰余金	△57,073
		当期末処理損失	57,073
資産合計	56,938,063	純資産合計	26,247,926
負債・純資産合計	56,938,063	負債・純資産合計	56,938,063

損益計算書の要旨(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	—
営業費用	29,683
営業外収益	29,683
営業外費用	0
営業常益	22,697
税引前当期純損失	52,381
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	53,591

第73期決算公告 令和7年5月22日
東京都墨田区太平四丁目5番15号
加賀テクノサービス株式会社
代表取締役社長 葛西 賢雄
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	2,563,618
固 定 資 産	215,924
合 計	2,779,543
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	1,610,213
固 定 負 債	81,349
株 主 資 本	1,053,353
資 本 金	42,000
利 益 剰 余 金	1,011,353
利 益 準 備 金	10,500
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,000,853
(287,324)	
評価・換算差額等	34,627
合 計	2,779,543

第3期決算公告 令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 32特定目的会社
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
特定資産	2,097,540	流動負債	975
固定資産	2,097,540	負債合計	975
その他の資産	16,888	社員資本	2,113,453
流動資産	16,786	特定資本金	50
繰延資産	101	優先資本金	2,133,300
		剰余金	△19,896
		当期末処理損失	19,896
資産合計	2,114,428	純資産合計	2,113,453
負債・純資産合計	2,114,428	負債・純資産合計	2,114,428

損益計算書の要旨(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	—
営業費用	5,625
営業外収益	5,625
営業外費用	2
営業常益	29
税引前当期純損失	5,652
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	6,602

第4期決算公告

令和7年3月13日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ESR本星崎特定目的会社
取締役 藍原 博也貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,189,638	流动負債	67,968
固定資産	9,189,638	固定負債	6,647,893
その他資産	1,144,315	負債合計	6,715,861
流动資産	1,112,034	社員資本	3,618,091
固定資産	25,548	特定資本金	5,000
投資その他の資産	25,548	優先資本金	4,353,000
繰延資産	6,732	剰余金	△739,908
資産合計	10,333,953	当期末処理損失	739,908
		純資産合計	3,618,091
		負債・純資産合計	10,333,953

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	22,979
営業費用	565,346
営業損失	542,367
営業外収益	993
営業外費用	35
営業常損失	541,408
税引前当期純損失	541,408
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	542,358

第30期決算公告

令和7年5月22日

東京都中央区八丁堀三丁目27番10号
株式会社アクセスマーズ
代表取締役社長 吉田 茂

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
流動資産	374,415
固定資産	22,050
合計	396,465
負純資産	78,413
資本	33,364
株主資本	284,688
本益余金	30,000
利益準備金	254,688
その他利益準備金	7,500
利益準備金	247,188
その他利益準備金	(21,322)
合計	396,465

第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
アイラ特定目的会社
取締役 藍原 博也貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
その他資産	1,547,045	流动負債	870,210
流动資産	1,546,982	負債合計	870,210
繰延資産	63	社員資本	676,835
		特定資本金	50
		優先資本金	5,843,000
		剰余金	△5,166,214
		当期末処理損失	5,166,214
資産合計	1,547,045	純資産合計	676,835
		負債・純資産合計	1,547,045

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	8,700,000
営業費用	13,766,678
営業損失	5,066,678
営業外収益	33
営業外費用	1,504
営業常損失	5,068,149
税引前当期純損失	5,068,149
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	5,069,359

第30期決算公告 令和7年5月22日

東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社ドリームス
代表取締役社長 有吉 秀文

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	356,990
固定資産	61,911
合計	418,901
負純資産	96,333
資本	43,365
株主資本	279,203
本益余金	50,000
その他資本	20,000
利益準備金	20,000
利益準備金	209,203
その他利益準備金	5,200
利益準備金	204,003
その他利益準備金	(22,985)
合計	418,901

第2期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
アラン特定目的会社
取締役 藍原 博也貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,243,291	流动負債	22,389
固定資産	3,243,291	負債合計	22,389
その他資産	385,788	社員資本	3,606,690
流动資産	385,691	特定資本金	50
繰延資産	96	優先資本金	4,365,000
		剰余金	△758,359
		当期末処理損失	758,359
資産合計	3,629,080	純資産合計	3,606,690
		負債・純資産合計	3,629,080

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	—
営業費用	750,029
営業損失	750,029
営業外収益	62
営業外費用	3,979
営業常損失	753,945
税引前当期純損失	753,945
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	754,895

第21期決算公告 令和7年5月22日

東京都千代田区神田松永町20番地
加賀スポーツ株式会社
代表取締役社長 浦澤 貴洋

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
流動資産	1,203,719
固定資産	287,108
合計	1,490,828
負純資産	2,703,321
資本	113,007
株主資本	△1,325,501
本益余金	50,000
その他資本	△1,375,501
利益準備金	△1,375,501
その他利益準備金	(46,877)
合計	1,490,828

第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ESR36特定目的会社
取締役 藍原 博也貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,588,125	流动負債	11,137
固定資産	1,588,125	負債合計	11,137
その他資産	64,351	社員資本	1,641,338
流动資産	61,211	特定資本金	5,000
固定資産	2,560	優先資本金	1,645,000
投資その他の資産	2,560	剰余金	△8,661
繰延資産	578	当期末処理損失	8,661
資産合計	1,652,476	純資産合計	1,641,338
		負債・純資産合計	1,652,476

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	—
営業費用	4,683
営業損失	4,683
営業外収益	0
営業外費用	2,725
営業常損失	7,409
税引前当期純損失	7,409
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	8,359

第4期決算公告 令和7年5月22日

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
加賀エアロシステム株式会社
代表取締役社長 杉本 正司

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
流動資産	367,807
固定資産	309,567
合計	677,375
負純資産	892,173
資本	31,892
株主資本	△246,690
本益余金	99,000
その他資本	△345,690
利益準備金	△345,690
その他利益準備金	(11,354)
合計	677,375

第74期決算公告

2025年5月21日

大阪市中央区備後町2丁目4番9号

株式会社アルボース

代表取締役 出雲 誠

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	7,937,968
固 定 資 産	642,327
資 産 合 計	8,580,296
負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流 動 負 債	1,845,857
(うち賞与引当金)	(114,000)
固 定 負 債	52,540
(うち退職給付引当金)	(33,040)
負 債 合 計	1,898,397
株 主 資 本	6,668,153
資 本 剰 余 金	213,578
資 本 準 備 金	113,502
利 益 剰 余 金	113,502
利 益 準 備 金	6,341,073
その他の利益剰余金	37,100
(うち当期純利益)	6,303,973
評価・換算差額等	(404,831)
その他の有価証券評価差額金	13,745
純 資 産 合 計	6,681,898
負 債・純 資 産 合 計	8,580,296

会社法第440条に基づく、いわゆる「決算公告」には、信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している「官報」をご利用ください。掲載のお申込みは、全国の官報サービスセンター等で受け付けています。

決算公告
(官報サービスセンター一覧)



第5期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室

川西3特定目的会社

取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産	5,639,766	流 動 負 債	1,322
固 定 資 産	5,639,766	負 債 合 計	1,322
そ の 他 資 産	16,456	社 員 資 本	5,654,900
流 動 延 資 産	16,187	特 定 資 本 金	50
延 延	269	優 先 資 本 金	5,686,950
		剩 余 金	△32,099
		当 期 未 处 理 損 失	32,099
		純 資 産 合 計	5,654,900
		負 債・純 資 産 合 計	5,656,223

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 業 動 業	8,099
営 業 業 動 業	8,099
営 業 業 動 業	5
営 業 業 動 業	3,974
営 業 業 動 業	12,068
営 業 業 動 業	12,068
税 経 引 前 当 期 純 損 失	1,210
法 人 稅、事 業 稅 当 期 純 損 失	13,278

第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室

ルイス特定目的会社

取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産	8,300,591	流 動 負 債	8,408
固 定 資 産	8,300,591	負 債 合 計	8,408
そ の 他 資 産	195,661	社 員 資 本	8,487,845
流 動 延 資 産	191,501	特 定 資 本 金	5,000
延 延	4,160	優 先 資 本 金	8,679,350
		剩 余 金	△196,504
		当 期 未 处 理 損 失	196,504
		純 資 産 合 計	8,487,845
		負 債・純 資 産 合 計	8,496,253

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 業 動 業	—
営 業 業 動 業	76,694
営 業 業 動 業	76,694
営 業 業 動 業	82
営 業 業 動 業	8,022
営 業 業 動 業	84,634
営 業 業 動 業	84,634
税 経 引 前 当 期 純 損 失	1,210
法 人 税、事 業 税 当 期 純 損 失	85,844

第12期決算公告

令和7年5月22日

東京都千代田区神田錦町二丁目5番16号

株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	85,914
固 定 資 産	65,093
延 延	1,152
資 産 合 計	152,160
負 純 資 産	
流 動 負 債	58,303
固 定 負 債	23,600
株 主 資 本	70,257
利 益 剰 余 金	5,000
その他の利益剰余金	65,257
(うち当期純利益)	65,257
負 債・純 資 産 合 計	152,160

(丙) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(乙) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(甲) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丙) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

田中 章生

(丁) 株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

テレコムジャパン

株式会社

スピタリ

職務執行者

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、甲及び乙の株主総会は令和七年四月二十三日に開催いたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 清算株式会社です。

令和七年五月二十二日

愛知県大府市追分町一丁目204番地

(甲) 株式会社オーツーファニチャー

(旧商号: 有限会社オーツーファニチャー)

代表取締役 大坪 康徳

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	336,115
	固定資産	100,349
	合計	436,464
負純 資 産 及 び 部	流动負債	95,386
	固定負債	206,536
	資本	134,542
	利益	10,000
	繰越利益	124,542
	余剰金	124,542
	(うち当期純利益)	(4,797)
	合計	436,464

第80期決算公告

令和7年5月22日

神奈川県藤沢市藤沢462番地M E F U L L 藤沢7階
株式会社さんこうどう

代表取締役 石川 純平

貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	37,633		流動負債	26,307	
固定資産	170,345		資本	188,998	
			資本	△ 7,326	
			本益	20,100	
			本益	118	
			本益	118	
			本益	△ 27,544	
			本益	1,600	
			本益	△ 29,144	
			本益	(23,297)	
資産合計	207,979		負債・純資産合計	207,979	

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

(乙) 左記のとおりです。

令和7年5月22日 神奈川県藤沢市藤沢462番地M E F U L L 藤沢7階

山形県東置賜郡高畠町大字一木柳二五

一九番地 (甲) 株式会社さんこうどう

(乙) 取締役 石川 純平

有限会社寄清堂印刷

石川 純平

第6期決算公告

令和7年5月22日

大阪市北区南森町一丁目1番25号
MF南森町5ビル2階

ひまわり経営サポート株式会社
代表取締役 前井 充司

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	195,884
	固定資産	321,989
	合計	517,873
負純 資 産 及 び 部	流动負債	12,483
	固定負債	276,500
	資本	228,891
	利益	1,000
	その他利益	227,891
	余剰金	227,891
	(うち当期純利益)	(2,222)
	合計	517,873

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の補助金コンサルティングの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した事業年度はありません。

(乙) 左記のとおりです。

令和7年5月22日 大阪市北区南森町一丁目1番25号M

F南森町5ビル2階 (甲) H i m a w a r i S u p p o r t 株式会社

代表取締役 松本 直樹

(乙) ひまわり経営サポート株式会社

代表取締役 前井 充司

ひまわり経営サポート株式会社

代表取締役 松本 直樹

ひまわり経営サポート株式会社

代表取締役 前井 充司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九万九千八百七十九円、資本準備金の額を二千七百三十一万千二百四十一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月22日 東京都中央区日本橋二丁目一番地一七号丹生ビル二階 (甲) ひまわり経営サポート株式会社

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九万九千八百七十九円、資本準備金の額を二千七百三十一万千二百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月22日 東京都中央区日本橋二丁目一番地一七号丹生ビル二階 (甲) ひまわり経営サポート株式会社

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

株式会社 J o s a n - s h e ' s

代表取締役 渡邊 愛子

第11期決算公告

令和7年5月22日
富山市二口町四丁目2番地2
ベルパティオC棟
株式会社CHEERS
代表取締役 池田 英治

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	211 —
	合計	211
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	208 3,006 △3,002 2,000 △5,002 △5,002 △(271)
	合計	211

第8期決算公告

令和7年5月22日
富山市二口町四丁目2番地2
ベルパティオC棟
株式会社みらいデザインパートナーズ
代表取締役 池田 英治

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	30,738 17,336
	合計	48,075
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	12,434 22,968 12,671 1,500 11,171 11,171 △(3,865)
	合計	48,075

合併公
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年5月22日 富山市二口町四丁目2番地2 ベルパティオC棟 (甲) 株式会社みらいデザインパートナーズ 代表取締役 池田 英治 (乙) 株式会社CHEERS 代表取締役 池田 英治

第18期決算公告

令和7年5月22日
大阪府東大阪市玉串元町一丁目11番5号
株式会社ウイルホーム
代表取締役 辰巳 万里

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	4,987 113,329
	合計	118,316
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	336 92,589 25,390 3,000 22,390 22,390 (677)
	合計	118,316

第47期決算公告

令和7年5月22日
大阪府東大阪市玉串元町一丁目11番5号
株式会社タツイチ
代表取締役 辰巳 市郎

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	411,194 1,090,730
	合計	1,501,924
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	51,618 1,263,323 186,982 10,000 176,982 176,982 (13,729)
	合計	1,501,924

合併公
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年5月22日 大阪府東大阪市玉串元町一丁目11番5号 株式会社タツイチ 代表取締役 辰巳 市郎 (甲) 株式会社タツイチ 代表取締役 辰巳 市郎 (乙) 株式会社ウイルホーム 代表取締役 辰巳 万里

第5期決算公告

令和7年5月22日
大阪市中央区平野町一丁目7番1号
株式会社食の絆計画

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	5,144 6,948 1,775
	合計	13,868
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	39,961 1,200 △ 27,293 3,000 △ 30,293 30,293 (12,418)
	合計	13,868

第8期決算公告 令和7年5月22日

大阪市中央区平野町一丁目7番1号
堺筋高橋ビル6F
アクセス・スタートアップ株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	313,581 205,986 3,185
	合計	522,753
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 特別償却準備金 圧縮積立金 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	38,282 424,980 59,491 20,000 39,491 24,171 214 15,105 (11,121)
	合計	522,753

合併公
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年5月22日 大阪市中央区平野町一丁目7番1号 堀筋高橋ビル6F (甲) アクセス・スタートアップ株式会社 代表取締役 石田 友洋 (乙) 株式会社食の絆計画 代表取締役 石田 友洋

第31期決算公告

令和7年5月22日
大阪市大正区泉尾六丁目4番6号
株式会社野田商会

代表取締役 水野 正士

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	81,649 35,345
	合計	116,995
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	10,673 77,970 28,351 10,000 18,351 18,351 (△4,710)
	合計	116,995

第46期決算公告 令和7年5月22日

愛知県大府市横根町箕手41番地の163
株式会社東海塗装工業所

代表取締役 水野 正士

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	862,928 1,214,398
	合計	2,077,327
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	311,552 1,558,195 207,579 98,000 109,579 1,450 108,129 (9,503)
	合計	2,077,327

合併公
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年5月22日 大阪市大正区泉尾六丁目4番6号 (甲) 株式会社東海塗装工業所 代表取締役 水野 正士 (乙) 株式会社野田商会 代表取締役 水野 正士

